国際シンポジウム報告書 高等教育の費用負担と学生支援 — 日本への示唆 —

Perspectives of Student Financial Assistance Policies: Lessons for Policy Reform for Japanese Higher Education

















国際シンポジウム 高等教育の費用負担と学生支援 一日本への示唆一

平成27年3月9日(月) 東京国際交流館プラザ平成

主催:独立行政法人日本学生支援機構 東京大学大学総合教育研究センター

後援:日本高等教育学会

目次

開会挨拶 5 遠藤 勝裕

来賓挨拶 6 佐野 太

趣旨説明 7 小林 雅之

セッション1 13 カントリーレポート

イギリス | 15 ニコラス・バー |

アメリカ 23 ローラ・W・パーナ

中国 33 魏建国

日本 41 芝田 政之

セッション2 47 国際比較

コメント | 49 濱中 義隆 |

パネルディスカッション 55

閉会挨拶 70 吉見 俊哉

あとがき 72

プログラム

12:30 開場

13:00 開会挨拶

遠藤 勝裕(独立行政法人日本学生支援機構 理事長)

来賓挨拶

佐野 太 (文部科学省 大臣官房審議官(高等教育局担当))

13:10 **趣旨説明**:授業料・奨学金と教育費負担の国際比較枠組みと日本の課題 小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター 教授)

13:30 セッション1:カントリーレポート

イギリス ニコラス・バー (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授)

アメリカ ローラ・W・パーナ (ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事)

中 国 魏 建国(北京大学中国教育財政科学研究所副所長・副研究員)

日 本 芝田 政之 (九州大学 理事·事務局長)

(休憩)

15:55 セッション2:国際比較

コメント:国際比較の視点から見た日本の奨学政策の課題

濱中 義隆 (国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官)

パネルディスカッション

モデレーター 岩田 弘三 (武蔵野大学 人間科学部 教授)

パネリスト ニコラス・バー (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授)

ローラ・ \mathbb{W} ・パーナ (ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事)

魏 建国(北京大学中国教育財政科学研究所副所長・副研究員)

芝田 政之 (九州大学 理事・事務局長)

濱中 義隆 (国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官)

小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター 教授)

18:00 閉会挨拶

吉見 俊哉 (東京大学 副学長・大学総合教育研究センター長)





国際シンポジウム

高等教育の費用負担と学生支援 - 日本への示唆 -



開会挨拶

独立行政法人日本学生支援機構 理事長

遠藤 勝裕



皆さん、こんにちは。日本学生支援機構理事長の遠藤勝裕でございます。開会に当たりまして、主催者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、本日はご多用のところ、東京大学大学総合教育研究センターと、私ども独立行政 法人日本学生支援機構(JASSO)が主催いたします国際シンポジウム「高等教育の費用負担と 学生支援-日本への示唆」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

日本学生支援機構は、日本育英会など五つの法人を統合して、平成16年4月に発足した法人でございますけれども、以来、私どもは、日本の国の多様な学生支援事業を総合的に展開する中核機関といたしまして、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた優れた人材の育成と、国際理解ならびに国際交流の推進を図って参ったところでございます。

日本学生支援機構が実施しております学生支援の中でも、とりわけ大きなウェイトを占めておりますのは、奨学金の貸与事業でございます。平成26年度において、奨学金貸与に係る年間事業費は、実に1兆2,000億円もの規模に達しておりまして、貸与しております人数は、140万人にも上っております。これは、学生の40%が日本学生支援機構の奨学金を受けているという時代になったということでございます。奨学金事業は、学生の経済的支援という役割を越えまして、既に我が国の高等教育を支える社会的なインフラとしての重責を担っているということでございます。

さて、世界的に見てみますと、各国の歴史的な背景などによりまして、大学の在り方は非常に 多様でありますが、グローバル化や情報化が急速に進む今日の社会におきましては、高等教育の 大衆化によりまして、公的な費用負担の限界が顕在化し、ひいては私費負担の増加を招いており ますことは、どの国にとりましても重要な課題であるものと認識しているところでございます。

本日は、イギリス、アメリカ、中国、そして日本国内も九州より専門家の方をお招きして、各国および我が国の高等教育改革の状況をご紹介いただき、議事後半では、国際比較を通じました日本の奨学金の政策の課題につきまして、ご議論・ご示唆をいただきたいと考えております。

最後になりましたが、遠路はるばるお越しいただきました登壇者の方々、ご後援をいただきました日本高等教育学会、ご協力をいただきました文部科学省、そして東京大学大学総合教育研究センターにおかれましては、ひとかたならぬご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、このシンポジウムにご参加になる皆様が、各国の様々な取組につきまして理解を深められ、今後日本の高等教育における学生支援に必要な視点、あるいは課題を獲得するための一助となれば幸いでございます。

本日が実り多いシンポジウムとなりますことを私も心より祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

来賓挨拶

文部科学省 大臣官房審議官 (高等教育局担当)[※]

佐野 太

※ シンポジウム当時



皆さん、こんにちは。文部科学省で高等教育局を担当しております官房審議官の佐野と申します。よろしくお願いいたします。シンポジウム開催に当たりまして、文部科学省を代表して、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、独立行政法人日本学生支援機構と、東京大学において教育改革に関する取組を行っている大学総合教育研究センターが、密接に連携して国際的な研究を行い、大変重要な政策課題であり、かつ非常に難しい課題である教育費負担の問題や奨学金制度について、その在り方を考えるシンポジウムをこうして開催されることは、大変意義深いものであることと認識しております。このように重要な政策課題について、これまで果敢に研究をされ、そして今日に至ったこと、日本学生支援機構と東京大学の皆さまに心より敬意を表したいと思います。

さて、現在、政府におきましては、教育改革を推進するために官邸に設けられた「教育再生実行会議」において、教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方について議論がなされているところです。

また、文部科学省においても、昨年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて、奨学金の有利子から無利子への加速や、卒業後の所得に連動して返還月額が決まる所得連動返還型奨学金の制度設計を進めているところです。

一方、世界に目を向けてみますと、各国において高等教育への進学がこれまで以上に増加することが予想されており、我が国としても、引き続き、個人の希望に応じて誰もが高等教育を受けられる、そのような社会を構築していくことが必要であると考えています。

また、Knowledge Based Societyと呼ばれますように、知識や情報、技術が社会のあらゆる分野での基盤となる「知識基盤社会」を迎え、高等教育の重要性は、日本はもとより世界中で高まる一方だと認識しております。

本日はこのような中、世界各国における高等教育制度とその費用負担の現状についてご報告をいただき、その後ディスカッションが行われると伺っております。それぞれの国の事情に応じた制度設計を比較し、議論を深めていくことは、今後の日本の高等教育改革に資する有益な情報を得る良い機会になることと期待しております。

我々としましても、本日の成果を政策立案に活かすことができるよう頑張っていきたいと思っております。

最後になりましたが、本日のためにイギリス、アメリカ、中国、そして国内は九州からお越しくださいました登壇者の方々に深く御礼を申し上げます。

また、日本学生支援機構、東京大学大学総合教育研究センター及び高等教育学会の関係者の皆様におかれましては、本シンポジウムの開催に対し、多大なるご尽力をなされましたことに深く敬意を表したいと思います。

本シンポジウムが実り豊かなものとなりますとともに、お集まりの皆様のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

趣旨説明

授業料・奨学金と教育費負担の国際比較枠組みと日本の課題

東京大学 大学総合教育研究センター 教授

小林 雅之



小林 雅之 こばやしまさゆき 東京大学 大学総合教育研究センター 教授

学位:学士 東京大学 1976年

修士 東京大学 (教育学) 1978年 博士 東京大学 (教育学) 2007年

職歷:1984-1993年 広島修道大学 人文学部 講師、助教授

1993-1999年 放送大学 教養学部 助教授

1999-2007年 東京大学 大学総合教育研究センター 助教授

委員会等:日本学生支援機構運営評議会

教育再生実行会議

文部科学省中央教育審議会

文部科学省大学設置・学校法人審議会

山岡育英会 日本高等教育学会 皆さん、きょうは年度末のお忙しい中、はるばる青 海までご足労いただきどうもありがとうございます。

このシンポジウムの趣旨は、今、遠藤理事長並びに 佐野審議官からご説明いただいたとおりでありまし て、私たち東京大学の大学総合教育研究センターと日 本学生支援機構で様々にこれまで海外で調査を行って まいりました。現在、所得連動型をはじめ、様々な給 付型奨学金でありますとか、授業料減免でありますと か、いろいろな学生の支援に関する制度の見直しとい うことを文部科学省で進めておられるわけですけれ ど、そのための基礎的な知見を得るということを目的 として行ってきました。

様々に調査をしてまいりましたけれど、各国ともこ の問題は非常に難しい問題であるということでは認識 は一致しております。

一方では学生層が多様化しておりますし、また大学 の進学率が上がってまいりますと、それに係る費用と いうのは当然ながら増大してまいります。もう一方で は、どの国も公財政が非常に逼迫しておりますので、 大学に対する補助、あるいは学生に対する補助が十分 できないという問題がありまして、この難しい課題に 対してどのように学生の生活を支えていくかというこ とが非常に大きなテーマになってくるわけでありま す。

大学側から申しますと、大学の質を維持していきな がら、大学の教育をさらに向上させていくという、こ れも非常に難しい課題でありますけれど、両方を行わ なければいけない。この難しい課題について、それぞ れの国はそれぞれのやり方で対応していくわけであり ますが、共通点も非常に多いわけです。私たちは、い ろんな国を見てまいりましたけれど、どの国もその国 の実情に合わせて工夫をしている。いわば非常に努力 をしているわけですけれど、なかなか完全な解決策に は至っていない。これがむしろ現代の共通の在り方で あります。

そういう中で、それではどうしていったらいいのか ということにつきまして、私たちだけではなくて、今 回はイギリス、アメリカ、中国から、それぞれこの問 題に関する一番の専門家の方をお招きいたしました。 手前味噌になりますけれど、ベストな人たちを呼べた と思っております。そういう方たちと、これからこの シンポジウムで問題の提起を行い、あるいは皆さんと 一緒に考えていきたいというふうに考えております。

時間が限られておりますので、簡単に、どのように 進めていくかということをお話ししていきたいと思い ます。

問題としましては、今、申し上げたとおりで、費用 をどのように負担するのか。特に先ほど佐野審議官か らありましたように、公的負担から私的負担へという 問題をどういうふうに考えていったらいいのか。学生 にとってはますます負担が重くなるというような現実 があるわけです。そうしますと、それは当然のことな がら、進学の機会に影響を与えてまいります。この問 題をどういうふうに考えていくのか。

それから、貸与奨学金が増え、ローンの負担が大き な問題になっております。これはどの国も今抱えてい る大きな問題です。

それから、そうしますとローンを取らない、ひいて は進学そのものを諦めてしまうというようなことも起 きます。これは「ローン回避」と言われておりまし て、これも大きな問題になっております。こういった 点について考えていきたい。

こういった点に関しまして、現在最も優れた方式で あると言われているのが所得連動型のローンの返済方 式であります。これは詳しく後ほどご説明いたします が、公的な負担、あるいは私的負担についても、負担 を軽減していく方式であるというふうに言われており ます。

それから、もう一つ大きな問題として各国とも抱え ているのは、情報ギャップと金融リテラシーという問 題です。これは、こういった選択肢が増えることに よって、逆に非常に複雑化していく。ローンの問題と いうのは利子の問題でありますとか、非常にややこし い金融知識を必要としますので、複雑過ぎて分かりに くくなっている。これにどういうふうに対応していく かということも、各国とも大きな問題になっているわ けです。こういったことが論点として挙げられるので はないかと思います。

分析をどのように進めていくかということですけれ ど、一つ強調しておきたいことは、この問題は授業料 と奨学金というものは必ずセットで考えなければいけ ないということであります。授業料だけ、あるいは奨 学金だけの問題ではなく、両方合わせて考える必要が ある。これは費用負担を考えるということでもありま

特に公的な負担については、いろいろな議論ができ るわけですけれど、授業料を下げるために大学に補助 金を出すというのも一つのやり方でありますし、学生 個人に奨学金を出すというのも一つのやり方です。こ ういったいろいろなやり方について、それぞれどうい う問題があるかということを考えていくということで

それから、先ほど申し上げましたように、費用がか さみますと、進学に影響を与えてまいりますので、こ のあたりをどういうふうに考えていくか。特に今、日 本でも問題になっている、所得の低い人たちに対する

進学の機会をどのように保障していくのか。これも非常に大きな問題であります。

先ほど申し上げましたように、情報ギャップとか金融リテラシーについても、特にこういった問題にあまりなじみのない学生、中高校生、あるいはその保護者にどういうふうに伝えていくかということが大きな課題となっているわけであります。

実際、それではどのように教育費を負担しているか ということですけど、図式的に三つ示しました。【図 1】

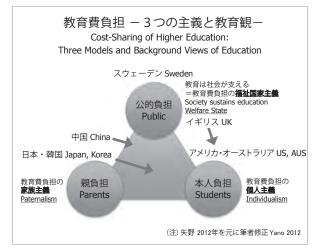
一つは全く公的な負担で、これは福祉国家的な考え 方でありまして、北欧諸国、スウェーデンなどが代表 的です。教育は社会が支えるという考え方であります ので、全ての教育費は公的に負担される。かつてはイ ギリスも中国もそうだったわけですが、これはなかな か先ほどから申し上げている公財政の逼迫、あるいは 進学率の上昇に伴って、こういった在り方を支えてい くというのは非常に難しくなってまいります。北欧諸 国では、現在もなお、こういった形が続いているわけ ですけど、そのためには非常に重い税負担もしなけれ ばいけない。そういう問題があるわけです。 それに対して対極にあるのは日本、あるいは韓国や 台湾のような国でありまして、これは親負担主義とい うことになります。家族が教育に責任を持つという考 え方でありますから、日本の場合では、親が子どもの 教育に責任を持つということは親が子どもの教育費を 出すということとほとんど同じように捉えられてきた ということがあるかと思います。

それに対しまして、アメリカとかオーストラリアとかイギリスとかアングロサクソン系の国に強い考え方は、個人主義であります。これは学生本人ができるだけ費用を負担するということになりますので、ローンを借りて、それを卒業後に返済していくというような考え方になるわけです。

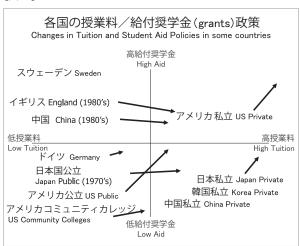
先ほどから何回も申し上げておりますように、現在の情勢では、公的負担が減少している中で、公的負担から私的負担に、それも学生本人の負担へというふうに移っているというのが国際的な大きなトレンドではないかと思っております。

奨学金と授業料をセットにすることが重要だと申し上げましたけど、それを具体的に図に示しました。 【図2】

[図1]



【図2】



図の左の上ですね。奨学金を、特にこの場合は給付 奨学金をたくさん出して、授業料は無い、あるいは非 常に低いというのが学生や家計にとっては最も望まし いわけでありますが、逆に言いますと、公的な負担は 最も多いわけであります。かつては、これはイギリス とか中国もそうだったわけですけれど、現在ではス ウェーデンがそういう公的負担主義を取っているとい うことですね。

それに対しまして、給付奨学金はそれほどたくさん 出せないけど、授業料が低いというのはかつての日本 の国立大学、あるいは現在でもアメリカのコミュニ ティー・カレッジといわれる2年制のカレッジです。 そういったところはこういった授業料を低くするとい うやり方を取っております。それからドイツとかフラ ンスなどのヨーロッパの多くの国ではほとんど授業料 がないということで、こういう低授業料・低給付奨学 金になっているわけです。

それに対しまして、図の右の下ですけれど、授業料 が高くて給付奨学金が少ない、最も家計負担が重いの は日本、韓国あるいは中国の私立大学であります。

それに対しまして、給付奨学金が多くて授業料も高 いというのは、アメリカの私立大学が典型的にそうで す。これは現在ではアメリカの公立大学もこういう形 に近付いておりますし、イギリスも、後で詳しく説明 がありますが、こういった形に動いております。

これを費用負担という観点からもう一度見直してみ ます。【図3】

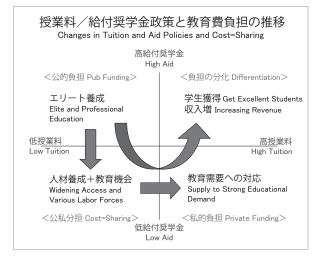
図の左の上の公的負担というのが一番家計からする と望ましいわけですけど、政府の負担というのは最も 多いわけです。

これに対しまして、図の左の下のほうになります と、公的負担と私的負担が一定の割合で費用が分担さ れるということになります。それに対しまして、言う までもなく一番家計の負担が重いのは、図の右の下と いうことになります。

それに対しまして、高授業料・高奨学金という政策 は、費用負担を分化させるという試みであります。こ れは非常に分かりにくいのですけど、一言で言います と、人によって授業料と奨学金の負担割合が違うとい うやり方です。これは後でまた、特にアメリカ、それ からイギリスでこういう方式が取られておりますの で、説明があると思います。

以下、非常に簡単にこれからのセッション1のアウ トラインをご説明したいと思います。まず、それぞれ の国について、それぞれ詳細な、それぞれの専門家に よる報告がなされます。イギリス、アメリカ、中国、 そして日本という順で行われますが、これにつきまし て、前提となる知識として以下簡単にご説明したいと 思います。

【図3】



一つは、まずイギリスの場合ですけれど、イギリスの場合は、実は1998年までは授業料というものは全く取られていませんでした。これは先ほど申しました福祉国家的な在り方ということでありまして、そういう意味で、授業料は無かったのですけれど、1998年に初めて授業料を導入いたします。その後、2006年と2012年にそれぞれ3倍ずつ値上げという非常に大幅な値上げを繰り返しております。ただし、それと併せて給付型の奨学金というものも導入されてまいります。それから所得連動型のローン、これからお話しいただくニコラス・バー先生は、この所得連動型ローンについての理論的な設計者でありまして、非常に詳しい話が伺えるものと思います。

それからアメリカについてですけれど、アメリカの高等教育は言うまでもなく多様性ということが一番大きな特徴でありまして、なかなか一括りに「アメリカ」ということが難しいわけでありますけれど、大きな共通点でいいますと、先ほど言いましたように、授業料が非常に上がっているということであります。私立大学では4万ドル、5万ドルというようなところも珍しくなくなっている。日本円に直しますと、400万円、500万円ということになるわけであります。

ただし、それに応じまして奨学金というものも、給付や貸与など非常にいろいろな形で提供されております。支給主体も連邦政府、州政府、それから大学、それから各種の団体、そういったものから奨学金が出されておりますので、実際の授業料の負担というのは見掛けほどは大きくない。これがアメリカの状況です。

先ほど申し上げましたように、給付型奨学金という ものは人によって受け取る額が違いますので、そうい う意味で、人によって授業料の負担額が違うという、 これが高授業料・高奨学金政策と呼ばれるものです。

それから中国の状況ですけれど、実は中国の場合も1998年、イギリスと同じ年に授業料が導入されます。それまでは完全に無償制でありまして、中国の学生はほとんど寮に住んでおりますので、寮費も取らないということで、全く大学教育にお金がかからないというのが中国の大きな特徴だったわけですが、さすがにこの構造を支えるのが難しくなりまして、1998年に授業料が導入されます。それから現在では寮費も取っております。非常に急速に値上げが繰り返されまして、それが大きな問題になりました。それに対して中国政府は様々な形で奨学金のプログラム、あるいはローンの

プログラムというものを導入いたしまして、大幅なて こ入れを行っているということで、これについても、 また後ほど詳しい説明があります。

それから、こういった中で日本はどうかということですけれど、これについても後の報告がございますが、今、簡単にこういった各国と比べてどういうことかということを申し上げますと、あまり変わっていないというのが日本の奨学金の大きな特徴であります。1944年に日本育英会、現在の日本学生支援機構の奨学金ができるわけですけれど、それが1984年に有利子化という形で利子が導入されるまで、ほとんど変わっておりません。

その後、1998年、ここ十数年ほど、非常に急速に有利子の奨学金が拡大している。これが大きないろいろな問題を起こしているということも、また事実であります。そういう中で、3年前、2012年に所得連動型というものが導入されます。しかしこれは一種の返済の猶予でありまして、厳密な意味での所得連動型と呼べるものではないと思います。これについては、その次に所得連動型とは、それではどういうものかということをお話しいたしますので、そこで詳しく説明したいと思いますが、基本的に、日本のこういった奨学金というのはほとんど変わっていないということが、むしろ大きな特徴であります。

ただ強調しておきたいのは、日本学生支援機構の第 一種奨学金というのは、完全な無利子でありまして、 これは大きな特徴です。世界各国でこれだけ無利子と いう形で完全に行っている国はほとんどありません。

当然ですが、奨学金の総額が大きくなるにしたがって、未返還という問題が起きてまいります。それが大きくなるにしたがって、これが社会問題になり、それに対してペナルティーが強化されるということで、これがまた社会的な反発を生んできたというような、そういった流れがあったかと思います。

一番私が問題だと思っているのは、返せないのか、 それとも返したくないのかということがはっきり区別 がついていないという問題です。残念ながら奨学生が どのような経済状況にあるかということについて、十 分に日本学生支援機構の側では把握ができていないの で、本当は返せるのだけど、返したくないので返して いないのか、本当に困っていて返せないのかというこ とがよく分からないということです。

その問題に対する一つの答えが所得連動型といわれ るわけでありまして、所得の低い人から無理やりに取 るようなことはしないという仕組みであります。現在 の仕組みは、第一種奨学金について、申請時の所得が 年収300万円以下で、それから卒業してから300万円以 下の場合に、また猶予になると。しかし300万円を超 えた瞬間に返還が始まるという、そういう仕組みであ ります。

これに対しまして、本来の所得連動型のローンとい うのは、幾つかの要素がありますけれど、一つは所得 に応じて返済するということでありまして、一定の率 を返済するということで、所得が低い人にとっては非 常に負担が少ないということです。所得が一定以下の 場合には、自動的に猶予になると。返さなくていいと いうことになります。そしてさらに一定の期間が過ぎ た場合、所得の低い人の場合、返済が全額できません ので、完済しなくても帳消しになるというルールが設 けられている。返済期間が長いということは利子負担 が多くなりますので、そういった利子について補給を するということがあります。

それから、これも重要なことですけれど、源泉徴収 あるいは類似の方法で行われなければいけない。これ は所得が正確に把握できなければこの方式は成り立ち ませんので、そういった形を取るということがありま す。これによって確実に所得から奨学金を回収できる ということがこの方式の大きな特徴になるわけです。

それ以外に、国によって幾つかのほかの要因を考慮 することがあります。時間がないのであまり詳しくご 説明できませんが、各国の所得連動型のローン、今行 われている主なものを表にまとめてありますので、こ れを見ていただきたいと思いますが、各国ともそれぞ れの国の事情に応じまして、若干異なる所得連動型の ローンを導入しているということであります。【表】

この中で非常に重要なことは、先ほど申しました源 泉徴収であるのか、あるいは利子率をどうするのか、 政府の補助はどれくらい入れるのか、こういった問題 であります。それから帳消しのルールはどの程度ある かというようなことが国によって違っているというこ とであります。

こういった点を念頭に置きまして、これから四つの 国についてそれぞれカントリーレポートという形でそ れぞれの国の実情と問題の提起をしていただきます。 セッション2で、またそれぞれについて討論していく という形でこれから議論を進めていきたいと思いま す。6時までのかなり長い時間ですが、最後までどう ぞよろしくお願いします。

以上で私の説明は終わります。どうもありがとうご ざいました。

【表】各国の所得変動型ローン Income Contingent Loan Repayments

	オーストラリア Australia	イギリス UK	アメリカ USA	日本 Japan
名称	HECS-HELP Higher Education Contribution Scheme- Higher Education Loan Programme	授業料ローンと生活費ローン Tuition Loan and Maintenance Loan	所得基礎返済ローン (Income Based (Sensitive/ Contingent) Repayment)	所得連動型返還方式 Income Contingent Repayment
返済額	所得の0~8%(前払い10%割引) (0~8 percent of income, upfront discount 10%)	所得から21,000ポンドを引いた 額の9% (income-21,000 pound)*9 percent	所得と家族人数に応じて0から 10% (viable by income and family number)	返済総額に応じた割賦額 Viable by the amount of loan
返済猶予最高額 Threshold income	51,309 ドル	21,000ポンド	家族人数に応じて1から5万ドル (viable by family number)	300万円 300 million yen
徴収方法 Collection	源泉徴収 Australian Tax Authority	源泉徴収 HM Revenue & Customs	小切手等 Bank Check etc.	銀行口座引き落とし等 Withdrawal from Bank Account
利子率 Interest rates	物価上昇率(実質利子率ゼロ) Real zero interest rate	物価上昇率+所得に応じて 0~3% RPI+0~3% viable by income	0~8.5% (連邦政府ローン) (Federal Loan Programs)	無利子 Interest free
政府補助 Public subsidies	物価上昇率(実質利子率ゼロ) Real zero interest	実質利子率ゼロ Real zero interest	なし No interest subsidies in principle	完全な無利子 No interests for borrowers
返済免除 Exemption	本人死亡 Death of a borrower	30年間または65歳 30 years or 65 age	20年または公的サービス10年 20 years or 10 years of public service	本人死亡又は障害による Death of a borrower or disabled

セッション1

カントリーレポート

── イギリス ──

ニコラス・バー

(ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授)

── アメリカ ──

ローラ・W・パーナ

(ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事)

—— 中 国 ——

魏建国

(北京大学 中国教育財政科学研究所 副所長·副研究員)

一 日 本 —

芝田 政之

(九州大学 理事·事務局長)

セッション 1:カントリーレポート

イギリス

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授

ニコラス・バー



皆さん、こんにちは。東京を再び訪れることができ、大変嬉しく思っています。

はじめに高等教育の目的について少しお話しましょう。というのも、世界は変容しているからです。知識の伝承、新たな知の開拓、中核的な価値の確立、これらの伝統的な高等教育の目的は現在でも確かに有効です。しかしながら、経済学が言ういわゆる「スキル偏向型技術革新(Skill-biased technological change)」により、スキルに対する要請がますます高まっており、従来の目的に加え新たな目的、つまり高等教育のスキル(higher education skills=高等教育により養成されるスキル)が、国家経済にとって、また、人生の様々な機会にとって中心的課題となってきました。

それでは、高等教育財政の目指すべき目的とは何で しょうか。ここには三つの目的があります。

一つ目は「質」、教育及び研究の質を高めるという ことです。二つ目の目的は「アクセス」、つまり機会 のことで、特に、恵まれない学生に対して教育機会を 提供するということです。これら二つの目的は、議論

ニコラス・バー Nicholas Barr

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授(Professor, London School of Economics and Political Science)

学位:学士 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(経済学)1965年(B. Sc (Econ). London School of Economics, 1965)

修士 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(経済学)1967年(M. Sc (Econ). London School of Economics, 1967)

博士 カリフォルニア大学バークレー校 1971年 (Ph. D. University of California, Berkeley, 1971)

職歷: 1971-2002 Successively Lecturer, Senior Lecturer and Reader in Economics, London School of Economics.

2002- Professor of Public Economics, London School of Economics.

1990–1992 Long-term Consultant, World Bank, Europe and Central Asia Region, Central and Southern European Departments, Human Resources

Operations Division.

1995-1996 World Bank, Principal Author, World Development Report.

1999 R.I. Downing Fellow, Melbourne University.

2000 Visiting Scholar, Fiscal Affairs Department, International Monetary Fund.

2004–2012 Trustee, HelpAge International.

2008- Governor and Member of Council, Pensions Policy Institute.
2012- Associate Editor, Journal of the Economics of Ageing.

2013 Member, Editorial Board, Journal of Higher Education and Finance

2014- Member, Presidential Commission on Reform of the Pension System (Comisión Asesora Presidencial sobre el Sistema de Pensiones),

Chile.

の余地のないものであり誰もが理解しているものだと 思います。

さて、三つ目の目的は「規模」ですが、これはあま り理解されていません。大学に進学したいと望む学生 に対して、十分な定員が大学に確保されているかどう かということです。先ほど言ったように、スキル偏向 型技術革新によってスキルに対する需要が高まってい るなかで、システムが小さすぎるというのはもはや通 用しません。

1. 高等教育財政に関する四つの教訓

それでは、どうすればこれら三つの目的を同時に達 成することができるのか、三つの目的を達成するため にどのような政策を取るべきかを描いていきたいと思 います。これについては、経済理論に基づく教訓を踏 まえてお話しします。

その前に、私自身の価値判断、私が個人的にどのよ うな見解を持っているかをお伝えします。二つあり、 一つは、貧困家庭出身の学生も、豊かな家庭出身の学 生と同等の大学への進学機会を持つべきだということ です。二つ目は、日本人の経済学者にもぜひ成功して いただきたいということです。これが私の個人的見解 です。これ以降お話しすることは、いずれも経済学の 理論に基づくものです。

さて、列車の衝突が起きています。一方で、スキル 偏向型技術革新がスキルに対する需要を高めている、 つまり、よりスキルの高い人材が必要となっていま す。他方で、これを実現するためのお金は無いわけで す。高齢化が進み、医療費も増えるなか、どのように して高等教育財政を支えていけばよいのかという深刻 な問題があるのです。

このことが、次の四つの教訓を経済学より導き出し ます。

一つ目の教訓は、卒業生は彼・彼女らの学位取得に かかった費用を負担すべきだというものです。これに は十分な理由があります。その一つは、卒業生は個人 的にも学位取得による受益者なのだから、その費用を 負担しなければならないというものです。別の理由 は、先ほど言った列車の衝突です。つまり、納税者の お金で高等教育の全費用を賄うことはできないという ことです。これが第一の教訓です。

二つ目の教訓については少し時間をかけてお話しし

たいと思います。経済理論により、優れた学資ローン 制度とはどのようなものであるべきかということにつ いて、卓越した考えが我々に示されているからです。

優れた学資ローン制度の最初の特徴は、十分な規模 を持つものでなければならないということです。つま り、授業料と生活費をカバーできるだけの十分な規模 を有し、これにより高等教育は学生にとって無償ある いはほとんど無償になります。ここで大切な点は、高 等教育は「学生」にとって無償でなければならないの であり、「卒業生」はその費用を負担しなければなら ないという点です。

二つ目の特徴は、既に皆さんご承知だと思います が、所得連動型の返済方式をとるということです。卒 業生は、その時々の所得の一定割合を毎週あるいは毎 月返済していくという方式です。スキルを獲得するた めに利用されるローンにおいては、住宅ローンや銀行 の当座貸越のような通常のローンにおけるよりも、所 得連動型の返済方式がより適切であるというのは、や はり経済理論に基づいて合理的なことです。

優れた学資ローンの三つ目の特徴は、効率の良い利 子を課すということです。ここでは詳細は割愛し、後 のパネルディスカッションで是非議論をしたいと思っ ていますが、重要な点は、奨学金の利子は、政府の長 期借入の費用にほぼ匹敵するものでなければならない ということです。所得連動型のローンにおいて、もし 全ての人に対して利子補給してしまうと、財源を全く ふさわしくない人たちに対して使用することになりま す。非常にお金がかかり、しかもその恩恵を受けるの は成功した中堅のプロフェッショナルだということに なるのです。利子補給というのは政治的にはアピール しますし、通常のローンにおいては利点もあります。 しかし所得連動型ローンにおいては、本来期待されて いる目的を達成できません。

三つ目の教訓は、大学間の競争が学生に利益をもた らすということです。今日、学位はますます多様化し ており、その結果として「質保証」が課題となってい ます。質保証については、今日はあまりお話ししませ んが、かなり議論が行われています。質の向上のポイ ントは、質保証を確実にしながら大学間の競争を促進 するという点にあります。

経済理論からの四つ目で最後の教訓は、今言ったよ うに大学間の競争には確かに利点があるのですが、し かしながら、高等教育は自由な市場ではなく、規制さ れた市場であり続けるということ、すなわち、今後も 政府が重要な役割を果たし続けるということです。私 たちが見ているのは純粋な高等教育のシステムで、そ こでは、すべてのピースがうまくはまり、民間セク ターと競争が力を発揮する部分はどこか、民間セク ター、市場、競争という一方の側と政府及び規制とい う他方の側の相互干渉を必要とするのはどの部分か、 こういったことについて十分に配慮されたシステムで す。

非常に簡単ですが、以上が、経済理論に基づく概観です。

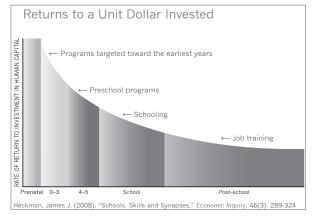
2. 高等教育への参加の拡大

それでは、これまでお話ししてこなかった、高等教育への参加についてお話をしたいと思います。授業料と言えば、誰もが、それは貧しい家庭の学生の進学を阻むものだと言うでしょう。しかし、本日のメッセージとしてみなさんにお伝えしたいのですが、高等教育への参加は、実際のところ18歳以上の人たちにとっての問題ではありません。むしろ0歳から18歳の間における問題なのです。

若者たちの大学進学を阻害するものは何か、それは 授業料でもなく、また学資ローンの問題でもなく、さ らには高校までの成績でもありません。今日、二つの ことがますます明らかになりつつあります。一つは幼児期における発達の重要性です。非常に優れた医学的研究により、最初の1,000日間、すなわち受胎から2歳までの期間が、人生の様々なチャンス、生活の質そして寿命に対して大きな影響を与えるということが示されています。これはハーバード大学における神経科学(neuroscience)の研究(The Science of Early Childhood Development, Center on the Developing Child, Harvard University, 2007)によるものです。これによれば、全ての認知機能(cognitive function)の発達は、基本的には生後1年の間に起こるということです。生後1年が極めて重要なのです。私自身も孫をもつひとりの祖父として、生まれた直後のこの期間がとても重要だったということを最近思い出しました。以上が神経科学の話です。

さて、経済学でも同じようなことが言われています。このグラフ(【図1】)は1ドルあたりの教育投資収益率(return to a unit dollar invested)を示すもので、子どもの年齢に応じて投資に対する収益の割合を示すものです。投資の収益率が最も高いのは、グラフの左側、つまり出生前です。次に、0歳から3歳の未就学児においても引き続き高くなっています。そしてその後は下降していきます。

【図1】



James J. Heckman (2012), Invest in early childhood development: Reduce deficits, strengthen the economy, http://heckmanequation.org/

神経科学及び経済学におけるこれらのエビデンスが 私たちに教えてくれるのは、「投資は早く」というこ とです。これが高等教育への参加に関するキー・メッ セージです。早期の投資が大事ということです。以 前、イギリスの数少ない優れた教育大臣の一人と議論 をした際、その大臣が怒って、「もし私が本物の社会 主義者だったら、高等教育には一文も使わない、むし ろ幼児教育のために使うだろう。」と言ったのを覚え ています。彼は少々大げさに言ったのですが、しかし これは一理あります。

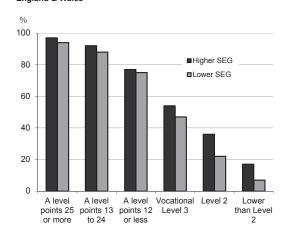
高等教育への参加に関する第二の要素についてお話 しします。それは、学校での成績が重要だというこ と、つまり大学への進学は、学校で起きることにより 決まるということです。このグラフ(【図2】)の水 平軸が示しているのは高校卒業時の成績です。縦軸は 高等教育への参加率を示しています。これを見ると、 イギリスの若者のうち高校での成績が非常にいい人た ちは、ほぼ100%大学に進学しています。その次の若 者、これは高校の成績はいいのですがトップではない というレベルの人たち、この人たちは90%が大学に進 学しています。つまり、高校の成績がいいほど大学に 行く率も高い。これは当然のことであって特に注目す べきことでもありません。

では、この左側の二組の棒グラフに戻って見てみま しょう。濃い色の棒は経済的に豊かな層、つまり上位 三つの社会経済的集団(SEG)の出身者を示し、薄い 色の棒がより貧しい層の出身者を示しています。これ を見ると、学校で十分な成績を修めている限り、貧し い人たちとお金のある人たちの大学進学率にはほとん ど差が無いということです。

それならば、大学進学の機会を拡大するために何を すべきなのでしょうか。それは、貧しい学生に対する 高校卒業のための支援であり、実際に利用している時 点では高等教育が無償となるような所得連動型のロー ンであり、ローン回避に対する諸施策であり、そして 重要なことですが、パートタイムの学生に対しる柔軟 な選択肢の提供、こういったことが必要とされている のです。また、幼児教育も重要ですし、高校での成績 を高めるための施策も重要です。そして十分な情報提 供を行い、意欲を高めるということも大切です。

以上、イギリスで行われた改革のバックグラウンド として、経済的な理論とエビデンスから学び得ること を簡単にお話ししました。イギリスの改革は、今お話 しした経済学の理論、そして進学機会を拡大するもの は何かということに関するエビデンスに基づいて行わ れたものです。

【図2】 Entry into higher education by age 21: by socio-economic group (SEG) and highest qualification at age 18, 2002 **England & Wales**



1 For an explanation of A level points system, see Appendix, Part 2: GCE A level points score system.

Source: Youth Cohort Study, Department for Education and Skills

Office for National Statistics (2004), Focus on Social Inequalities,

3.2006年の改革

それでは、こうした理論に基づいて行われた改革についてお話しします。まず、2006年の改革からお話しします。

従来イギリスでは、政府により授業料は年間1,000ポンドと決められており、大学がこれを変えることはできませんでした。この改革ではこれに代えて、年間3,000ポンドを上限として異なる授業料の設定を導入しました。

それとともに、授業料の全額をカバーする所得連動型ローン制度を創設し、さらに生活費もカバーするようローンを増やしました。そして25年経過しても未返済のものについては、返済を免除するということになりました。このほかに、教育システムの早期の段階での施策が引き続き実施されました。

この2006年の改革は、概して正しいものだったと思います。多様な授業料を導入することで大学の財政を助け、授業料や生活費をカバーする所得連動型ローンを導入することで、学生たちが大学で学ぶ費用を賄えないという状況に対応し、そして幼児教育や学校、すなわち教育の早期の段階での様々な施策により高等学校の卒業成績向上を支援するというものです。このような戦略があったわけで、三つの要素により構成されていました。

この結果どうなったかを見ていくと、授業料、すなわち大学にとっての収入ですが、これが2006年から2010年の間に87%増えました。また、この間、給付奨学金やローンの数は25%増え、学生数は20%増えました。

しかしながら、授業料を値上げしローンを増やしたこの改革においては、経済情勢が悪くなれば高等教育への参加率が低下するのではないかと考えられるでしょう。ところが、実は高等教育への参加率は上がったのです。最も貧しい層出身の出願者の数が、6年間で53%も増えたのです。調査を行った人たちはこの結果を信じることができませんでした。これほどの大きな変化がこのような短期間で起きるはずがないと思ったのです。そこで、高校卒業以前の学生たちの成績をさかのぼって調べてみたところ、これもとても伸びていることに気付いたのです。つまり、若い人たちの学業成績が良くなった。そしてそれが、もっとも貧しい層の出身者における高等教育への参加率の伸びという

ことにつながったのです。

2004年から2013年の間、もっとも恵まれない層の出身者における高等教育への出願率は着実に伸びています。これはイギリス政府が1990年代から実施してきた、小学校におけるいわゆる「識字の時間(literacy hour)」及び「数字の時間(numeracy hour)」の導入や、16歳以上の貧困層の学生たちに対して、教育及び生活に係る費用を援助し、高校を確実に卒業できるようにするといった教育扶養補助(Education Maintenance Allowance)施策の導入が奏功したものです。

2006年の改革は、いい戦略だったと思います。政治によるトップダウンの下、上手く実行されました。これらはその果実であり、2006年の改革は成功例だと言えます。

4.2012年の改革

しかしながら、さらに改革を押し進めようとした 2012年の改革はどうでしょうか。

この改革では、まず、授業料の上限を年間3,000ポンドから9,000ポンドにまで上げました。そして、芸術、人文科学、社会科学における教育への政府補助を廃止したのです。ローンに関しては、授業料の値上げをカバーすべく拡大されました。また、利率も政府の借入コストとほぼ同額に引き上げ、さらに卒業生が返済を開始する収入額の閾値を1万5,000ポンドから2万1,000ポンドにまで引き上げました。そして、教育の早期の段階に関する以前の二つの大きな政策が廃止されました。これが2012年に起きたことです。これをどう評価すべきでしょうか。

これについて、私は "The Higher Education Paper: The good, the bad, the unspeakable –and the next White Paper" という論文で見解を述べました。まず、"the good"、良いところは授業料の上限額を上げたという点です。少し上げ過ぎかとは思いますが、これは良かったと思います。それから、ローンの利率を少し上げたのも良かったと思います。"the bad"、悪いところは、芸術、人文科学、社会科学への公的補助を廃止した点です。さらに、ローンの返済開始の閾値を上げたというのも良くない点です。そして、"the unspeakable"、とんでもない部分というのは、教育の早期の段階での施策を廃止したという点です。これらを三つの問題点に分けて説明します。

最初の問題は、芸術、人文科学、社会科学に対する 政府補助を廃止して、これを授業料とローンでカバー するという点です。これについては詳細にはお話しし ません。というのも、そのためにはイギリスにおける 公共会計の仕組みについて説明する必要があるのです が、おそらく皆さんは、良い生活を送っておられると 思いますので、ひどい借入のある公共部門の会計など という説明を聞くことを望んでおられないと思いま す。重要な点は、例えば、教育のために8,000ドルの 政府補助を行う代わりに、学資ローンを8,000ドル増 額するとします。その結果として、公的支出は減った ことになります。なぜなら政府補助はその全額が公的 支出とカウントされますが、学資ローンについてはそ の一部しか公的支出としてカウントされないからで す。つまり、この改革は、緊縮財政プログラムの一環 として、公的支出の測定値を減らそうという政府の意 図に基づいて行われたものであって、優れた政策立案 に根差していたものではないのです。

さて、二つ目のかつ最大の問題は学資ローンの制度 設計にありました。2006年の制度では、非常に大きな 利子補給が行われていました。学資ローンの利率はイ ンフレ率と同率で、これは経済学者が言うところの 「実質金利ゼロ」ということです。これは納税者に とっては非常に高くつくもので、つまりイギリスの学 資ローンは非常に高コストだったのです。したがっ て、財務省は数、つまりローン対象となる学生の数を 規制したのです。

2012年の改革は、利率を、実質金利ゼロから政府の 借入利率と同レベルにまで引き上げることでこの問題 に対処しました。そしてその代わりに、卒業生が返済 を始める閾値を引き上げました。つまり、以前は収入 が1万5.000ポンドとなったときに返済を開始してい たものを、2万1,000ポンドにまで引き上げたのです。

ところが、こうなるとローンはまたしても高コスト になります。その結果、新しい制度もまた、高コスト だからという同じ理由により、対象となる学生数に制 限を課すという結果になりました。財務省が大学進学 者数の上限を設定してしまうような財政政策とは、今 日の世界にとっては全く不適切なものです。

さて、三つ目のとんでもない問題は、早期の教育段 階での投資が廃止ないしは減額されてしまったことで す。貧困層の16歳から18歳の若者たちが高校を卒業で きるように教育費と生活費を援助するプログラム (Education Maintenance Allowance)、また、「高み を目指せ。Aim Higher.」という言葉のもと、大学と はどういう場所なのかということについて若者たちに より多くの情報を提供し、意欲を高揚させることを目 的としたプログラム、これらは非常に有効な施策で あったにも関わらず、緊縮財政の名の下に廃止されて しまいました。これが2012年の改革の最悪の局面で

5. 日本への示唆

私は、基本的に、こうしたイギリスのシステムにつ いて、戦略としては正しかったが、パラメーターが良 くなかったと考えています。戦略としては正しい、つ まり全てのピースがフィットする真の戦略です。様々 な授業料を導入することが競争をもたらし、同時にそ れは所得連動型のローンにより完全にカバーされる、 さらに高等教育機会を拡張するために、教育のより早 期の段階でのプログラムを伴うものであった。しかし ながらいくつかのパラメーターが間違っていたので す。教育に対する公的補助と授業料の徴収とのバラン スが不適切であり、ローン返済開始の閾値が高過ぎた こと、また、教育の早期の段階での高等教育機会の拡 張を促すための投資があまりにも少なすぎた、といっ たことです。これらは、すべて解決可能な問題です。

それでは、日本における今後の改革への示唆につい てお話ししたいと思います。といっても、日本でどの ようなことが起きているのかについて十分に理解して いるわけではありませんので、具体的なお話ができる わけではありません。あくまでも、日本のための「戦 略的考え方」とお考えください。

冒頭でお話しした、質、アクセス、規模という高等 教育財政の三つの目的の実現に向けた戦略の一つは、 様々な授業料による大学の資金獲得です。つまり大学 は授業料額を設定できる、それぞれのレベルでの授業 料額を設定できるということです。次に、授業料と生 活費をカバーするだけの十分な規模を持つ所得連動型 ローン、しかもその利率は政府の借入利率とほぼ同率 であること。三番目に、教育制度のできるだけ早い段 階で、高等教育機会を阻害するような問題に対応する 政策です。これらが互いに入れ替わりながら、高等教 育は税金と多様な授業料の組み合わせから資金を獲得 すべきなのです。

様々な授業料額を設定できるということは、質の向 上そして規模の拡大を促進します。それは、大学に財 源を与えることにより規模を拡大し、さらに競争を促 すことで質を向上させるのです。それに、授業料がい ろいろと異なるほうが、より公平だということも言え ます。なぜかというと、地方の小さな大学に行く学生 たちが、オックスフォードやケンブリッジに行く学生 と同じ授業料を払うというのはおかしいと思うからで す。しっかりとした質が保証できないのに競争だけを 高めるという間違いは避けなければいけません。質保 証と競争は上手く組み合わせて使わなければいけない

二つ目の要素は、信用制約(credit constraint)に 対応できるローンです。申し上げたとおり、学資ロー ンというのは、授業料と生活費をカバーできるもので なければならない、所得連動型の返済方式をとるべき である、そしてその利率は少なくともリスクの無い資 金獲得コスト、すなわち政府の借入コストをカバーす るものでなければなりません。ここで避けなければな らない間違いは、学資ローンが国民にとって高コスト になるということです。これが起きてしまうのはいく つかの要因があり、例えば、卒業生が返済を開始する 収入の閾値があまりにも高すぎるというのがありま す。これが今のイギリスの状況です。あるいは、全て の学生に対して利子補給するのは、私が「括弧付きの 利子補給(blanket interest subsidy)」と呼ぶもので すが、これも非常に高くつくことになります。あるい は「猶予期間」です。つまり、在学中は利子を払わな くてよいというもので、これも利子補給の一形態で す。これらは政治的には聞こえがいいのですが、結局 学資ローンを非常に高コストなものにしてしまいます し、そして、後半のディスカッションで是非議論した いと思うのですが、もし利子補給の恩恵にあずかる人 が、高所得の専門職業人(プロフェッショナル)であ る場合には、本来支援すべき人たちを支援していない という結果になってしまうのです。

授業料と優れたローン制度の設計というこれら二つ の要素は、学生が皆、中流階級出身である場合には、 高等教育財政の問題を解決してくれるでしょう。しか し、そうはいかないわけで、大学のこともよく知ら ない貧困層の学生たちがいるのです。したがって三 つ目の要素、すなわち、高等教育機会参加拡大政策 (Widening Participation) が必要となるのです。これ が、私が話してきた、高校卒業のための支援をするこ と、十分な規模を持つ所得連動型ローンにより大学進 学を学生にとって無償とすること、そして、パートタ イムの学生に対する柔軟な選択肢を提供するというこ とです。例えば、家にいて、あるいは仕事をしながら 大学のコースに夜間や空いている時間に通う、そう いったことを可能にする政策が必要であろうというわ けです。

さらに、幼少期の発達がますます注目される中、教 育の早期の段階での施策が必要です。学校の卒業成績 を高める、そして情報を提供して意欲を高めるという ことが必要です。

これらの政策は、経済学者にとっては非常に明解な ものなのですが、難しいのは政治で、私自身は、幸い にも政治家ではなく経済学者です。

以上は非常に重要な問題であり、日本においても今 日、政策課題の一つとして取り上げられているという ことを私は嬉しく思っています。皆さんがこの重要な 審議に成功されることを願っております。

セッション 1:カントリーレポート

アメリカ

ペンシルヴェニア大学 教授 高等教育と民主主義同盟 理事

ローラ・W・パーナ

※ 図表はp. 30~に掲載



皆さま、こんにちは。日本における学生への経済支援をより有効かつ効率的なものとするためにどうしていけばよいかという議論にお招きいただいたこと、大変感謝しております。

日本とアメリカでは、経済、政治、人口分布、歴史、文化等の背景がかなり異なっています。しかし、アメリカの政策立案者も、日本と同じような課題に直面しています。つまり、国民全体の高等教育への参加を向上させ、また、人口グループ間に存在する格差を無くしていくために、限られた財源をどのように戦略的に用いていけばよいのかという課題です。

高等教育の費用負担の責任が、政府から学生、そしてその家族へと移行する中、世界では、高等教育の費用をローンによりまかなう仕組みが以前にも増して一般的なものとなってきています。このプレゼンテーションでは、アメリカで得られた教訓に基づいて、いくつかの所見を示すことができればと思います。

バー教授が、高等教育財政について示された理念は ここでも重要です。したがって、私の話も、それに基 づくものです。

ただし、イギリスとアメリカの重要な違いについて 触れておかなければなりません。この違いを見る限 り、イギリスの仕組みのほうがアメリカよりも優れて

ローラ・W・パーナ Laura W. Perna

ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事

(Professor, Pennsylvania University / Executive Director, Alliance for Higher Education and Democracy)

学位:学士 ペンシルヴェニア大学(心理学・経済学)1988年(B. A. & B. S. University of Pennsylvania, Psychology / Economics 1988)

修士 ミシガン大学 (公共政策) 1992年 (M. P. P. University of Michigan, Public Policy, 1992)

博士 ミシガン大学(教育学)1997年(Ph. D. University of Michigan, Education, 1997)

職歷(現在): 2014-2019 James S. Riepe Professor, University of Pennsylvania

2010-present Professor, Graduate School of Education
2014-present Higher Education Division Chair, Graduate School of Education, University of Pennsylvania, 2008-09,

2013-present Executive Director, Alliance for Higher Education and Democracy (AHEAD)

2011-present Penn Institute for Urban Research Faculty Fellow

いると言えるかもしれません。アメリカでは、イギリ スよりも、高等教育への進学において、「家計」が大 きな意味を持っています。例えばアメリカでは、高所 得の家庭出身でかつ成績のより低い者が学位を取得す る確率は、低所得の家庭出身でより良い成績を修めて いる者よりも高くなっています。これは、重要かつイ ンパクトのある違いです。

2013年の段階で、920万人以上の学生が、連邦政府の 利子補助ローン(federal subsidized loan)あるいは 連邦政府利子補助の無いローン (unsubsidized loan) を利用しています。過去20年間を通して、学資ローン の債権額は徐々に上がってきました。【図1】

2010年には1,220億ドルになり、その後少し下がって 2013年は1,060億ドルになっています。ローンの最も大 きな部分を占めているのが連邦政府学資ローンです。 連邦政府以外の出資によるローンは9%に過ぎませ ん。アメリカ連邦政府は様々なタイプのローンを提供 しています。連邦政府の利子補助ローンのほかに、利 子補助の無いローンがあり、また、ペアレント・プラ ス・ローン (Parent Loan for Undergraduate Student, PLUS)、大学院生プラス・ローン (Grad PLUS)、 パーキンス・ローン (Perkins Loan)、このほかにも 様々なローンがあります。

私の話は、次の四つのテーマに対応しつつ進めてい きます。1. なぜアメリカの学生は学費を払うために ローンを利用するのか。2.アメリカにおいて学資 ローンの根本的問題はどこにあるのか。3.これらの 問題に対してアメリカ政府はどのような対策を行って いるのか。4.これらの問題から日本の政策立案者に とってどのような示唆が得られるのか。

1.なぜアメリカの学生は学費を払う ためにローンを利用するのか

アメリカにおいてローンは、高等教育の費用を支弁 するために古くから利用されている仕組みであるこ と、そしてローンは高騰する高等教育の費用をカバー するために必須となっているということ、この二つの 点について順にお話ししましょう。

まず、アメリカで学資ローンは、高等教育への進学 を拡大するという目的のもとに古くから利用されてき た仕組みだという点についてです。連邦政府の学資 ローンは、学生たちが高等教育の学費を支弁するに十 分な財源を確実に提供し、それによって高等教育の需 要を社会的に最適なレベルへとすることを推進してき ました。連邦政府ローンは、多くの場合、クレジット 履歴(与信情報)やクレジットを受ける資格を持たな い学生たちが、比較的低い利息でお金を借りることの できる仕組みを提供してきたのです。

最初の連邦政府ローンは、1958年の国防教育法によ り制度化された、現在のパーキンス・ローンです。以 後、連邦政府は、さらなるローンを導入し、貸与基準 及び貸与額についても改革を行ってきました。アメリ カの連邦政府ローンは、中所得層の学生が大学へ進学 できるようにするために導入された仕組みであり、他 方、ニード・ベースの給付奨学金は低所得層の学生を 対象とするものと捉えられています。中所得層の学生 の進学費用をまかなうために、ローン制度について数 多くの変革が行われてきました。

しかしながら、中所得層の学生に焦点が当てられて いたにもかかわらず、今やアメリカでは、最も所得の低 い層も含め、全ての所得層において、学生たちが学費 を払うためにローンを利用しています。連邦政府ロー ンは、学生たちが大学から得ている学生支援のパッ ケージの中の共通部分を構成しています。連邦政府に よる経済支援を受けるためには、学生、また多くの場 合その親は、連邦学生支援申請書(Free Application for Federal Student Aid, FAFSA) を完成させなけれ ばなりません。この申請書に基づいて、家庭からどの くらいの支援を見込めるか、すなわち期待家族支出 (Expected Family Contribution) を計算します。こ の計算は、家庭の年収、資産、家族人数、家族におけ る就学者数等を考慮して、連邦政府が定めた計算式 によって行われます。大学は、修学にかかる費用から 家庭からの支援見込み額を引いて、その結果により、 学生が経済支援を受けられるかどうかを判断します。 【図2】

大学は、連邦政府ローンのほか、政府給付奨学金、 州政府給付奨学金、大学からの給付奨学金、また連邦 ワーク・スタディといったものから構成される学生支 援のパッケージを提供し、学生が必要としている経済 的支援の一定部分を補うように努めています。

2013年において、学生への支援のうち連邦政府ロー ンが占める割合は、学部生については34%、大学院生 や専門職大学院に通う学生については61%となってい ます。学生たちは、学生支援パッケージの受給要件を

満たさないために支援を受けられなかった部分を補うために、その他のローンを利用しています。ただし、連邦給付奨学金、連邦政府ローン、そして州政府給付奨学金によって賄うことのできない費用を100%補うことのできる大学は比較的少ないのが現状です。この要件を満たさない部分の需要、すなわちローン、給付奨学金、その他の授業料割引などによってもまだ足りない部分が、年々増えてきています。そしてその額は、最も低い所得層の学生において、しかも彼らは学費の安い学校に通う傾向が強いにもかかわらず、最も高くなっています。民間ローン、クレジットカード等も含む様々な出所からお金を借りることが、支援の対象とならない費用を払うために、アメリカの学生たちが取らざるを得ない数少ないオプションの一つとなっています。

アメリカの学生たちがローンを借りる第二の理由 は、高等教育の費用負担がますます学生側へとシフト していることにあります。【図3】

近年、費用負担はますます学生へとシフトしていま す。1977年では、高等教育機関の収入の57%は、州あ るいは地方自治体からの補助によるものでしたが、 2012年ではこれは38%にまで減っています。逆に、学 生や親の費用負担は1977年では33%だったものが、 2012年には49%を占めるに至っています。高等教育の 費用負担が、州や自治体からより学生へとシフトして きたのは、高等教育の第一の受益者、すなわち学生が その費用を負担すべきだという考えに基づくもので す。例えば「高収入」ということに代表されるような 個人が得る高等教育の恩恵というのは確かに考慮すべ きものですが、しかし、我々が皆知っているように、 高等教育への進学率が上がれば、社会全体も利益を得 ます。教育水準が上がることは、個人の所得が増える のみならず、社会福祉への依存が減る、犯罪率が下が る、より大きな市民参加を得られるなど、様々な公共 の利益を生み出すのです。

学生たちがローンを利用する第三の理由は、アメリカの高等教育の費用が、物価の上昇や家計所得の上昇よりも速いスピードで上昇しているということにあります。また、高等教育の費用の上昇率は、連邦ペル奨学金プログラムの給付奨学金の上昇率を上回っています。連邦ペル奨学金プログラムとは、連邦政府が実施する最大の給付奨学金プログラムで、経済的な必要性に基づいて支給されるものですが、1975年には授業料

平均の67%をカバーしていたのが、2012年には27%にまで下がっています。

2.アメリカにおける学資ローンの問題

連邦政府ローンは、多くの学生又は親に対して進学のための財源を保証する仕組みを提供し、高等教育への進学需要曲線を社会的に最適なレベルに移行させることにも貢献していると言えます。また、連邦政府ローンは、中所得層の学生たちが学費を支払う際に感じる経済的プレッシャーを緩和することにも貢献しています。しかし、こうしたメリットがありながらも、アメリカにおけるローン利用については、憂慮すべき様々な問題があります。ここでは、四つの問題を挙げます。

一番目は、学資ローンにより借金を抱えることが、 人生の様々な選択に与える影響です。二番目はローン 借入率の高さ、特に営利目的の教育機関に通う学生の 借入率の高さです。なお、営利目的の学校は私学セク ターの一角を占めるものです。三番目は、ローンのリ スク、特に低所得層出身のファースト・ジェネレー ションの学生にとってのリスクです。四番目は、多岐 にわたるローンに関する情報提供の難しさです。

(1) 人生の選択への影響

学資ローンの債務及び累積債務の双方において、個人ローンが占める割合が非常に増えています。25歳人口のうち学資ローンによる債務を抱える者の割合は、2004年では26%だったのに対し、2012年では42%にまで増えています。【図 4】

また、過去10年間で、インフレ調整を行った後の学 資ローンの債務額は2.5倍になっており、また、学資 ローン債務者数は86%増え、インフレ調整済みの一人 当たりの学資ローン平均債務額も35%伸びています。 【図 5】

最近のアメリカの調査によって、学資ローンの債務が多額になればなるほど、心理的ストレス及び経済的不安が大きいということが分かっています。また、学資ローンは、大学院進学、結婚、家庭を持つこと、住宅の購入といった、その後の人生の様々な選択に影響を与える可能性があります。学資ローンの債務残高は、リーマン・ショックによる大不況も含む過去10年

間で驚異的に増えています。他方で、2008年以降、自 動車ローンやクレジットカードなどの他の無担保ロー ンの債務残高は減ってきています。このようなローン を回避する傾向は、とりわけ高額の学資ローンを抱え る人たちの間で顕著となっています。【図6】

(2) 営利目的の教育機関の進学者の借入率

このほか、ある特定の種類の高等教育機関において 学資ローンの借入率が高いということも問題の一つで す。すなわち営利目的の教育機関です。借入率及び借 入額ともに、他の種類の機関に通う学生たちよりも高 くなっています。たとえば、2011年に営利目的の教育 機関で学部を卒業した学生のうち、学資ローンを利用 した者は88%であるのに対して、私立・非営利の教育 機関を卒業した学生では75%、公立大学では66%と なっています。【図7】

営利目的の教育機関に通う学生たちの借入額が高い ことが懸念されるのは、こうした機関の学生の卒業率 が他の機関よりも低いからです。また借入率が高いこ とが懸念されるのは、これらの機関を卒業することに より得られる信用というのは、経済的には非常に不確 実なものだからです。調査によれば、営利目的の機関 卒業者の失業率は、その他の機関の卒業者よりも高 く、また平均年収はより低いということが分かってい ます。卒業及び就業の状況を考えれば、営利目的の機 関進学者のほうがより債務不履行に陥る率が高いとい うことも明らかです。営利目的の機関進学者は全体の 進学者の10%でしかないにも関わらず、2011年段階で 債務不履行者の44%、返済を履行している者の32%を 占めるに至っています。

(3) ローン返済のリスク

アメリカにおいては、もう一つ、返済のリスクとい う懸念があります。ローンには利息が付きますので、 もともとその返済にリスクは付き物です。ほとんどの 学生は、比較的少額のローンを借りています。2013 年、ローン利用者の40%は1万ドル未満、29%が1万 ドルから2万5,000ドルの間、そして13%が5万ドル を超えています。実は、債務不履行となる条件として は、借入額の大きさよりも学生が通った教育機関の種 類のほうが重要だということが、調査により分かって います。学生が学業を修了しているのかどうか、また 学位取得後に職に就いているのかどうか、これがロー ンを返済できるかどうかを決めているようです。

学生は、学位を取得すれば、ローンを返済するに十 分な収入を得る職にずっと就きやすくなります。しか しアメリカでは、多くの大学において卒業率は概して 低いのが現状です。たとえば、4年制の大学に初めて フルタイムで進学した学生のうち、4年間で学士の学 位を取得するのは39%に過ぎず、6年で取得する者も 59%でしかありません。

今後進学する学生たちは、ローンの持つリスクに対 する耐性が様々で、これがローンを利用するかどうか ということの捉え方の違いにもつながっていきます。 人的資本理論によれば、研究者たちは、学生たちが、 基本的には費用対効果に基づいて高等教育に進学する かどうかを決めるだろうと考えています。

返済義務がある限り、学生は、ローンを利用するこ とによって進学コストが軽減されるとは考えないで しょう。さらに、学資ローンには利息やローンを組む ための手数料が課されます。低所得層出身の学生、あ るいはエスニック・マイノリティに属する学生は、学 費を払うためにローンを利用したくないと考えている ことが調査により分かっています。ローンを借りたく ないという者であっても高等教育に進むことはできま すが、その場合は、授業料の安い学校に進むか、ある いはパートタイムで学ぶか、いずれにしても学位を取 る可能性は低くなります。あるいは、ローンに頼らず 学費を支払おうとして、多くの時間をアルバイトなど の労働に費やすという学生たちもいます。働く時間が 長くなれば学習時間は短くなり、よって学位取得によ り時間がかかり、そして卒業率は低くなるのです。

(4) 情報提供の難しさ

多様なローン提供者、多様なローン種類に対する理 解を促進するための情報提供という、もう一つの難し い問題があります。これがアメリカの制度の特徴でも あるのですが、とにかく様々な形のローンがあるので す。ローンの性質やその他の要件も時とともに変わっ てきています。また、様々なローン提供者がおり、そ の結果として、経済的支援の標準化、あるいは高等教 育機関からのアワード・レター(Award letter)の標 準化が難しくなっています。こうしたことが、経済支 援に関する様々な用語や学生たちの責務に対する理解 を巡って、学生たちの混乱を招き、給付とローンの区 別さえも正しく理解されていないといったことが起き ているのです。

3.アメリカにおける対策

では、これらの問題に対してアメリカではどのような対策が取られているのでしょうか。連邦政府は、様々な政策を打ち出していますが、そのうちのいくつかのカテゴリーについてお話しします。まず、学生のローン需要を少なくすること、民間ローンの利用を抑制すること、投資に対する収益率を高めること、一定の要件に合致する者については返済を免除すること、あるいは返済額を猶予ないしは減額すること、返済の経済的負担を減らすこと、そして学生たちのローンに関する知識を高めること、これらのことになります。

(1) ローン需要の抑制

一つの戦略として、問題に対応するためには、まず借りる必要性を減らすということです。つまり、教育機関が、修学の費用の上昇を抑制するあるいは歯止めをかけることを促進するような政策を打ち出すことによって、学生がローンを借りる必要性を減らすことができます。たとえば、州や地方自治体政府が支出する費用負担の割合を高めること、また、州や大学の給付奨学金とあわせて、連邦政府のニード・ベースの給付奨学金の供給を増やすことです。

(2) 民間ローン利用の抑制

連邦政府ローンには、固定で非常に低い金利、利子補給、経済的に困窮する学生へのセーフティネットといった、民間の学資ローンには無い大きな利点があります。しかし、こうした利点にも関わらず、アメリカの学生は民間ローンも使っています。それにはいくつかの理由があります。たとえば、非常に授業料の高い大学に通っていて必要な額をまかなえない学生たちもいます。あるいは、連邦政府ローンと民間ローンの違いを十分に理解せぬまま、民間ローンを使っている学生もいます。民間ローンの利用者の中には、連邦政府ローンを上限額まで利用していない者がいるといった

ことからこういうことが分かります。

アメリカにおいては、1990年代中頃から2006年にかけて、民間ローンの利用の割合が26%に達しました。特に2005年から2007年にかけての急激な伸びの中、民間の貸主はその市場を直接に学生へと拡大し、さらにその貸し出し要件を緩和しました。たとえば、信用スコアが低くても貸し出す、あるいは特に経済的必要性が無くても貸し出すといったことが起きました。2008年には制度改革が行われ、引受の政策を変更し、今は、例えば、ローンを借りる際にはより厳しい基準により審査し、連帯保証(cosigning)をしなければならないということになっています。このような改革をすることによって、民間ローンのシェアは減ってきました。【図1】

(3) 投資収益率の改善

問題に対応するためのもう一つの戦略は、高等教育における投資収益率を高めていくという政策です。一つのアプローチとしては、大学卒業率を有意に向上させるような政策を遂行することです。先ほど言ったとおり、アメリカでは卒業率の低さが重要な問題です。これに対して、いくつかの州では、成果あるいは業績に基づく評価を導入したり、あるいは卒業率の目標を達成した機関に対して何らかの報酬を与えるといった財政政策を導入してりしています。現在、26の州が何らかの業績ベースの財政支援策を導入しており、他州でもこれが検討されています。【図8】

ただし、これは政治的には人気のあるものなのですが、面白いことに、こうした政策は大学の卒業率の向上にはあまりインパクトが無いということが調査から分かっています。

ローン利用者が、彼らの投資に見合う有意義なリターンを得ることを確かなものとすることを意図して、連邦政府は卒業後の就職に関する方針を打ち出しました。2014年10月に連邦教育省は、職業教育に特化した高等教育プログラムについては、修了した学生の収入に対する債務の割合(所得債務率)に基づいて経済的支援の支給条件を定めるとする規則「利益ある雇用(Gainful Employment)」を発表しました。このようなプログラムは、営利目的の機関によって提供されることが多いのですが、先ほど話したように、このような機関で教育を受ける者については様々な問題が

あるからです。このような規制が導入されるかどうか は分かりませんが、2015年7月にはこの規則が施行さ れることになっています。

(4) 返済免除・返済猶予

他の政策は、一定の条件を満たす者を対象とする返 済免除です。今日、連邦パーキンス・ローンにおいて は、平和部隊、アメリカ軍、ヘッドスタート(Head Start: 低所得者層の子供・家族への支援プログラム) などの特定の公共サービス分野で働く人たちに対し て、その債務の一部を毎年免除するという制度が取ら れています。また連邦政府はこのほかにも返済免除制 度を提供しています。

また、返済免除に加えて、連邦政府は、回復の見込 みの無い障害を負った人あるいは死亡した者について は債権を放棄します。また、連邦政府は、もし高等教 育機関が卒業前に閉鎖した場合、あるいは学生の退学 後120日以内に閉鎖した場合には、その債務を解約し ます。他方で、連邦政府は、自己破産したからといっ て、その債務を自動的に免除することはありません。 現在アメリカではこのことが議論の的になっていま す。

また、返済を一時的に猶予する制度及び返済額 を減額する制度もあります。これには「返済猶予 (Deferment)」と「返済一時猶予 (Forbearance)」の 二種類があります。返済猶予(Deferment)は、元金 および利息の返済を猶予するもので、連邦パーキンス 間接ローンの利子については、猶予期間中は政府が払 いますが、そのほかのローンに関しては猶予期間中も 利子は発生します。返済猶予を受けるためには、少な くとも高等教育プログラムあるいは奨学金給付研究員 (fellowship) の半分を終えていなければなりません。 そのほかの適格要件は、失業、経済的困窮、あるいは 軍に服しているといったこととされています。

返済猶予に該当しない場合には、返済一時猶予 (Forbearance) に申請することができます。これは 12か月を限度として、返済を猶予あるいは返済額を減 額するものです。これは、経済的困窮や病気、また は、医学、歯学のインターンや研修医(residency) などの場合、あるいは学資ローンの返済月額が毎月の 所得の20%を超える場合、あるいは教育や軍などの公 務に就いている場合に適用されます。

(5) 経済的負担の軽減

返済による経済的な負担を軽減するという観点か ら、連邦ローンの標準返済期間は、固定月賦額の120 回払いとされています。つまり、毎月同額を10年間か けて返済していくということです。

このほか、月賦額を減らすために、連邦政府は3つ の返済オプションを提供しています。【表】

一つ目は、10年間という返済期間は同じですが、し かしながら段階的、累進的に返済額を増やしていくと いうものです。当初は、返済額は低く設定され、だん だん返済額を増やしていくというものです。二つ目の オプションは、一定額の返済の期間を25年まで伸ばす ものです。そして三つ目のオプションが所得連動型の 返済方式です。

現在、ローン利用者の約3分の2が標準型の返済を 行っており、12%が漸増型の返済方式、9%が10年以 上(期間延長)の定額払い、そして14%が所得連動型 の返済を行っています。所得連動型の返済を行う14% の債務者は、連邦直接ローン債務残高の28%を占めて おり、この方式は高額の債務を負う学生にとっての魅 力あるオプションになっています。

(6) 学生のリテラシーの向上

ローンに対する学生の知識を高めるための政策もあ ります。アメリカの若者、特に高等教育での成績の良 くない者、あるいは教育をあまり受けていない家庭出 身で少数民族の者や女性たちの間で、金融リテラシー が低いという問題があるということが、調査によって 分かっています。金融リテラシーの欠如が一因となっ て、ローンを最大限利用していない学生もいますし、 また、そのような学生たちには、学資ローンよりもク レジットカードを優先的に使っていたり、長時間をア ルバイトに割いていたりといった傾向が見られます。

学資ローンに対する知識と理解を深めるという目標 のもと、連邦教育省は、すべてのローン利用者に、最 初の借り入れの前に高等教育の入り口カウンセリング を受けさせること、そして卒業前には出口カウンセリ ングを受けさせることを義務付けています。

このほか、最近アメリカでは、学生及びその家族が 大学進学に関する様々なオプションを理解できるよう な取組が行われています。オバマ政権が導入したカ

レッジ・スコアカードです。また、ファイナンシャル・エイド・ショッピングシートというものが導入されました。これはオプションなのですが、2,000の教育機関がこのファイナンシャル・エイド・ショッピングシートを使っています。これは標準化されたフォームで、学生たちに、どのような経済支援を受けられるかを示すものです。

概略を示すものです。今後、これまでに導入された、 あるいは導入が検討された様々なタイプの政策につい てその有効性を検証する研究が期待されるところで す。ご清聴ありがとうございました。

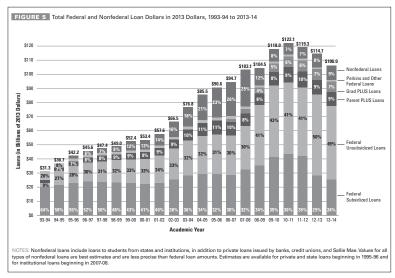
4. 日本への示唆

それでは、以上のようなアメリカで起こっていることに関する考察から何が言えるのかを簡単に申し上げます。はっきりと言えることは、アメリカではローンが非常に一般的で、それは多くの学生たちにとっては有効だということです。しかし、お話ししたように、対応を迫られている多くの課題もあります。アメリカで起きていることに対する洞察を、日本のような他国に適用することは、両国間の様々な違いによりかなり制限されるかと思いますが、それでもいくつか考察されるべきことがあると考えています。

第一に、高等教育の費用は、関係するステークホル ダーによってどのように分担されるべきなのかを考 え、費用負担に関する政策を導入することです。第二 に、卒業できないリスクが高い学生たちのことを考慮 することも含めて、ローン需要を低減させるような政 策を導入することです。第三に、投資効果を確実なも のとするような政策の導入です。アメリカの文脈で は、これは一度開始した学位取得の課程を確実に修了 させるようにすることを意味しています。第四に、制 度を設計するときには、アメリカのシステムのような 複雑さをできるだけ回避すること、あるいは、このよ うな複雑さをできる限り最少化するような方法を見出 すことです。これは、経済支援一般においてもローン という特殊な問題においても重要なことです。第五 に、何らかの困難を抱えるローン利用者に対して返済 による経済負担を緩和するような政策を導入すること です。第六に、返済開始前にも、返済開始後にも、学 資ローンに関する必要な情報を提供することです。そ して最後に、学資ローン利用者の経験と成果を測定す るようなデータをきちんと集められるような仕組みを 必ずシステムに組み込むことです。

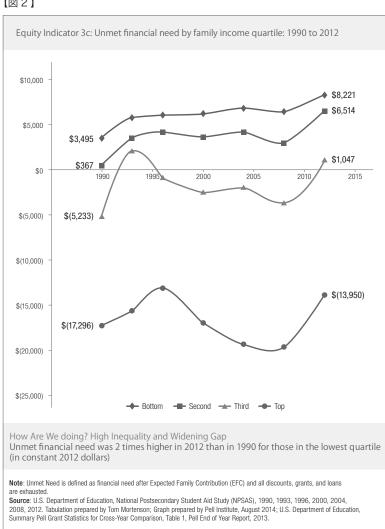
私の話はかなり説明的なもので、アメリカにおける 学生に対する経済支援制度の様々な側面についてその

[図]]



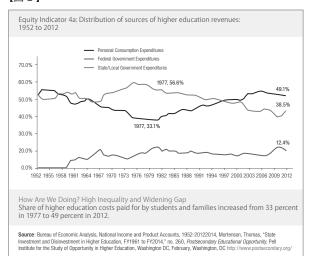
College Board (2014). Trends in Student Aid.

[図2]



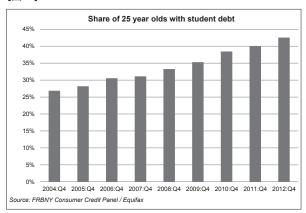
The Pell Institute / Penn AHEAD (2015). Indicators of Higher Education Equity in the United States: 45-year trend report.

【図3】



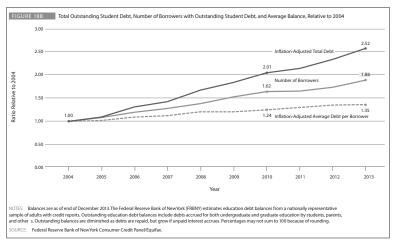
The Pell Institute / Penn AHEAD (2015). Indicators of Higher Education Equity in the United States: 45-year trend report.

【図4】



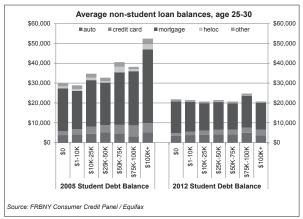
Lee, D. (2013, Feb 28). Household Debt and Credit: Student Debt.

【図5】



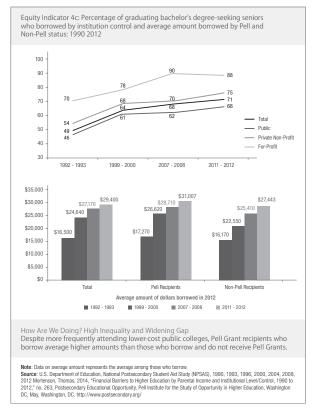
College Board (2014). Trends in Student Aid.

[図6]



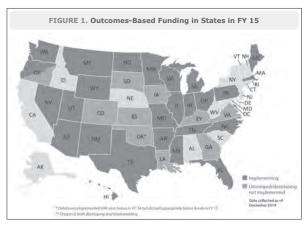
Lee, D. (2013, Feb 28). Household Debt and Credit: Student Debt.

【図7】



The Pell Institute / Penn AHEAD (2015). Indicators of Higher Education Equity in the United States: 45-year trend report.

[図8]



Snyder, M. (2015). Driving better outcomes: Typology and principles to inform outcomes-based funding models. HCM Strategists.

【表】返済負担の軽減策:返済オプション

返済プラン	返済期間	比較
○標準プラン	固定10年 統合ローン30年	デフォルト(他のプランを申請しない 場合、自動的に適用される)
○漸増プラン	固定10年 統合ローン30年	当初は低所得で、将来高所得が見込まれる者
○延長プラン	25年	返済残高が3万ドル以下
○所得連動型		
・所得基礎型返済プラン	25年 未払残高は免除	返済月額は可処分所得の15%以下
・所得連動型(Income Continge 返済プラン	nt) 25年 未払残高は免除	年収に応じた返済月額
・所得に応じた支払(Pay As Yo Earn)	u 20年 未払残高は免除	返済月額は可処分所得の10%以下

セッション 1:カントリーレポート

中国

北京大学 中国教育財政科学研究所 副所長·副研究員

魏建国

※ 図表はp. 38~に掲載



魏建国 Wei Jianguo

北京大学 中国教育財政科学研究所 副所長·副研究員 (Associate Researcher, Deputy Director, China Institute for Educational Finance Research, Peking University)

学位:学士 北京大学(法学)1997年

博士 北京大学(財政·税法) 2006年

職歴:1997年8月-2000年8月 甘粛行政学院 助教

2006年4月-2008年3月 北京大学中国教育財政科学研究所

ポストドクター

2008年4月-現在 北京大学中国教育財政科学研究所

2010年9月-2011年9月 スタンフォード大学教育学研究科

客員研究員

皆さん、こんにちは。本日お話しさせていただける ことを非常に光栄に思います。

最初に、私に参加するようにと勧めてくだった小林 先生に御礼申し上げたいと思います。これは、私に とって大きなチャンスだと思っています。中国での学 生支援について、このように皆様にお話しできること は、非常にいいチャンスであると思っております。

私は、北京大学の教育財政科学研究所で働いています。この研究所は主に教育財政に関する研究を行う機関で、政府の財務部、教育部及び北京大学が共同で設置しているものです。

本日のプレゼンテーションは四つの部分で構成されています。最初に中国の高等教育の基本的な状況を説明し、次に中国における学生への経済支援についてお話しします。その後、中国における学資ローンの枠組みをご紹介します。高等教育機関ベースと出身地(生源地)ベースという二つの枠組みがあります。最後に、高等教育の費用と経済支援に関する情報提供に関してお話しします。

1. 中国の高等教育の状況

それでは、中国の高等教育の基本的な事実関係についてお話しします。中国は、過去15年間を通じて、高等教育への進学率の伸びにおいて大きな成功を収めてきました。まず1999年の進学率の拡大があります。それ以前は、中国での高等教育進学率は非常に低いもので、1991年では3.5%に過ぎませんでした。1999年以降非常な勢いで進学率は伸び、2002年には15%に達しています。これが高等教育の基礎的な数値のベンチマークとなりました。そして、2013年には34.5%となりました。さらに中国における教育改革及び成長の中

長期計画に沿って、2020年には進学率は40%に達する 見込みです。【図1】

高等教育機関の数に関して言えば、1980~1990年代 にかけてはあまり変化が無いのですが、1999年に起き た「大拡張 (grand expansion)」を契機として、その 数は増加しました。現在、中国には2,400以上の高等 教育機関が存在しています。その大半は公立の機関で あり、全体の70%を占めています。この公的セクター には、中央政府による機関と地方政府による機関の二 種類があります。【図2】

量的には、地方政府による機関のほうが中央政府に よる機関の数をはるかに上回っていますが、他方で、 質の観点からは、中央政府による教育機関のほうが優 位に立っています。

ここで少し、中国におけるエリート高等教育機関に ついて少しお話ししましょう。1990年代に、中国政府 は高等教育に関する二つの重要なプロジェクトを起こ しました。これは「211プロジェクト」及び「985プロ ジェクト」と言われる、世界クラスの大学を創設する ことを狙いとしたプロジェクトです。これらのプロ ジェクトに参加する大学は、政府からより多くの財政 支援を受けられるということになりました。「211プロ ジェクト」に参加する大学は112校、「985プロジェク ト」に参加する大学は39校あります。これらのエリー ト機関は全て公立であること、また、この二つのプロ ジェクトがこれまでの改革をもたらしてきたというこ とが重要な点です。

高等教育機関の数と同様、1980年代から1990年代に かけて、毎年の入学者数にもほとんど変化はありませ んでした。1999年の大拡張を機に、毎年の入学者数も 急速に増加したのです。1998年には、大学に新規に入 学したのは100万人に過ぎませんでした。しかし2012 年には、これが700万人にまで増えています。注目す べきことは、学生たちの多くは、地方の高等教育機関 への入学者であるということです。また一方で、私立 の高等教育機関への入学者が全体の2割を占めてお り、中央の公立機関への入学者は7%に過ぎません。 【図3】

4年制大学への入学者と3年制大学への入学者を比 較すると、2009年以降、4年制大学への入学者のほう が多くなっていることが分かります。2012年には、全 体の55%が4年制大学への入学者でした。【図4】

それでは、高等教育の費用負担はどうなっているで

しょうか。中国の高等教育機関の費用負担の構成につ いては、1995年には公的負担が80%を占めていたので すが、2005年には40%にまで減っています。しかしそ の後、公的負担の割合が少しずつ増えて、2010年には 私的負担を上回りました。2011年には、公的負担が約 60%を占めています。全体の費用の26%を授業料が賄 う形になっています。また、1994年以降、寄附による 負担が非常に少ないということが特徴です。【図5】

以上が、中国の高等教育の現状です。

2. 中国における学生支援の仕組み

次に、学生への経済支援の仕組みについてお話しし ます。

学生への経済支援の仕組みの発展の歴史を、四つの 段階に即して見ていきましょう。

第一段階は1999年の大拡張以前の段階です。20世紀 の終わりに、中国は費用負担政策を徐々に導入し始め ました。もともと中国では、高等教育は無償だったの ですが、二種類の授業料政策が1980年代~1990年代に 導入され、1997年には全ての学生が授業料を支払うよ うになったのです。

この間、中国政府は、学生への経済支援策を開始し ました。1987年には無利子のローンを創設し、1993年 には経済的な困難のある学生への援助、1994年には ワーク・スタディ制度、そして1995年には授業料減免 制度を導入しました。

第二段階は、1999年から2003年に至る時期で、これ は「大拡張」によって中国における経済支援の仕組み が大きく発展した時期です。

まず、政府による学資ローンが導入されました。最 初に、先導的に8つの都市の中央高等教育機関におい て、中国工商銀行(ICBC)を介しての政府学資ロー ンが導入されました。このローン制度では、中央政府 が非常に低い利子を支払うことで補助を行うのです が、この先導的試みはその後全国に広がり、中国工商 銀行(ICBC)と提携する他の銀行を巻き込んで、政 府による学資ローンを提供するようになりました。

次に、「グリーン・チャンネル」と呼ばれる支援策 です。これは中国における非常にユニークな制度だと 言えるでしょう。これは、低所得層の若者が入学資格 を得た場合には、問題なく大学に入学できるようにす ることを目的とするもので、2000年に、教育部と財務

部が連携して、高等教育機関に対して、入学資格を得 た低所得層の学生が授業料を払わずに入学できるよう 支援することを義務付けました。この「グリーン・ チャンネル」と言われる政策の下では、大学は学生の 家計状況を確認した上で、必要となる適切な経済支援 を提供しなければなりません。

第三段階は2004年から2006年に至る時期です。2003 年に、政府学資ローンは大きな試練を経験します。ほ とんどの商業銀行が、少額のローンを貸し出すために あまりにも大きなサービスコストがかかること、また 高い維持コストに対する比較的高いデフォルトリス ク、このようなことを理由に、学資ローンの提供をた めらうようになったのです。

このことを踏まえて、政府の教育部や財務部その他 すべての金融機関が2004年に新たな政策を定めまし た。その重要な方策の大きな部分を占めるのが、リス ク補償のための基金の創設、そして返済期間の4年間 から6年間への延長です。

このほか、2005年には中国政府は奨学金制度の改革 を行いました。新たなプログラムは二つに分かれてお り、このうち「国家奨学金」は経済的困難を抱える優 れた学生への支援を意図しています。他方、「国家助 学金」は、経済的に非常に困窮している家庭出身のフ ルタイムで学ぶ学生に対する支援です。

第四段階は2007年から今日までに当たります。2007 年、国務院が新たな学生支援制度を創設しました。こ れは、当時の経済支援システムに大きな変革をもたら すもので、1999年の大拡張以後の最大の改革となりま した。つまり、2007年の改革は、中国の学生支援に制 度的基盤を与える歴史的マイルストーンとなったので す。この新しい政策によって整備されたのは、次の四 つの分野です。

まず、「国家奨学金」の拡充です。4年制大学及び 専門職養成機関に通う優秀な学生たちを支援するとい う目的のために、「国家奨学金」を変更しつつ継続す るというものです。対象となる学生は年間5万人、一 人あたり8,000人民元が支給され、全額を中央政府が 負担します。このプログラムはもはや困窮する学生を 対象とするのではなく、極めて優秀な学生を支援する ということを唯一の目的とする、メリット・ベースの 制度に変革されたのです。

二つ目は、中央政府と地方政府が共同で「国家励志 奨学金」というものを提供するというものです。これ は低所得層出身で学力の高い学生を対象とするもの で、年間5,000人民元を支給し、全学生の3%を対象 にするものです。

三つ目は、「国家助学金」です。中央政府と地方政 府が共同で提供するプログラムで、経済的に困窮して いる学生を対象にしています。このプログラムは全学 生の2割をカバーし、年間2,000人民元を支給するも のです。

四つ目は、出身地(生源地)学資ローンの創設です。 これは国家開発銀行(CDB)がパイロット・プログ ラムとしていくつかの都市で行っているものです。こ のプログラムの重要な点は、経済支援を私立の高等教 育機関に通う学生にも拡大したという点です。この点 が、2007年の政策の革新的な部分です。

最後に、高等教育機関は、収入の4%~6%を、授 業料の減額・免除、ワーク・スタディ、無利子ロー ン、奨学金、給付金、その他様々な経済支援に割り当 てることが義務付けられました。

それでは、学生への経済支援の現状を概観してみま しょう。2013年段階で、学生への経済支援の構成をそ の財源に着目して見てみますと、中央政府と地方政府 が共に全体の約50%を負担しており、高等教育機関が 約20%、そして民間セクターによる学資ローンが約 30%を負担しています。【図6】

また、支援の種類という観点から見ると、奨学金の 割合が約24%、学資ローンの割合が約30%、その他の 給付金が占める割合が約30%となっています。【図7】

ここで、国務院による2007年の政策について行った 評価の結果をご紹介します。2012年に、私と私の同僚 が共同で論文を出したのですが、この研究において、 私たちは無作為に抽出したサンプルデータを用いて、 大学システムの全体にわたって、様々なタイプの経済 支援が、異なる背景を持つ学生たちにどのように分配 されているのかということを検証しました。また、経 済支援が、その主たる対象である低所得層の人々に行 き渡っているのかどうかということも調査しました。

省レベルで、学生の持つ背景と経済支援の受給状況 の分布を把握するために、大学4年生から17%を無作 為抽出しました。抽出した8,521人の学生のうち、7,197 人が調査に協力してくれました。さらに、調査票に記 入した学生たちにおいて、各設問の回答率は99%を超 えていましたので、この調査結果は、陝西省で軍事関

係以外の4年制大学に通学する学生のうち4年生の学 生の状況を正確に捉えているものであると言うことが できます。

この調査に基づく主な所見としては、政府による公 的な経済支援は、難易度に関わらず全ての大学に行き 渡っており、したがってその対象である低所得層の学 生にも分配されているということが分かりました。他 方で、大学または民間資金による経済支援は、必ずし も低所得層の学生に届いていないということも分かり ました。さらに、非常に難易度の高い大学に通う学生 たちは、大学への補助金による間接的支援を多く受け ているということも分かりました。こうした大学は、 政府補助により多額の教育予算を持っているからで す。すなわち、難易度の高い大学に通う学生たちに とっては、支援は手厚く、授業料は安いということに なっているのです。最後に、低所得層の学生の相当部 分が、どのような支援も受けていないということも分 かりました。

3. 中国における学資ローン制度

以上、中国の学生支援についてお話ししてまいりま したが、ここからは学資ローンに焦点を当てていきた いと思います。

中国における学資ローンの枠組みの主な特徴を見て みましょう。一般的に言って、中国には二種類の学資 ローンがあります。一つは、高等教育機関をベースに する学資ローン、これは商業銀行及び国家開発銀行 (CDB) が提供するものです。もう一つは、出身地 (生源地) 学資ローンで、これは国家開発銀行 (CDB) が提供しています。

借入資格についてですが、高等教育機関ベースの学 資ローンでは、学生自身が債務者となります。他方、 出身地学資ローンでは、学生とその両親が共同債務者 になります。

ローンの発行 (loan origination) という点では、商 業銀行による高等教育機関ベースの学資ローンでは、 高等教育機関と商業銀行が責任を持ち、国家開発銀行 (CDB) による高等教育機関ベースの学資ローンにお いては、主に高等教育機関が責任を持ちます。他方 で、国家開発銀行(CDB)による出身地学資ローン においては、区・県・市に設置される学資ローン管理 センターが責任を負っています。

リスクへの対応については、高等教育機関ベースの ローンでは、政府と高等教育機関がリスクを補填する ことになっています。両者はそれぞれリスク補填のた めの基金を半分ずつ負担しています。他方で、出身地 ローンでは、政府が全面的にリスク補填のための基金 を負担しています。

返済要件ですが、高等教育機関ベースのローンでは 返済期間は6年とされており、他方出身地学資ローン では10年です。ローンの回収は、高等教育機関ベース の商業銀行によるローンでは、高等教育機関と商業銀 行がともに回収を行います。他方で高等教育機関ベー スの国家開発銀行(CDB)によるローンでは、高等 教育機関が回収を行います。出身地学資ローンでは、 区・県・市に設置される学資ローン管理センターが回 収を行います。

1999年から2013年までの学資ローン利用者数及び ローン残高の推移は【表1】のとおりです。また、 学資ローンを提供している地方自治体や省の数は【表 2】のとおりです。ここからは、地方自治体や省は、 出身地学資ローンのほうをより多く提供しているこ と、また、中国における学資ローンの多くは出身地学 資ローンであることが分かります。ローン利用者の数 については、出身地学資ローン利用者が80%以上を構 成しており、また、ローン残高においては90%以上が 出身地学資ローンとなっています。【表3】

それでは、出身地学資ローンが持つ特徴について少 し詳細にお話ししましょう。第一に、出身地学資ロー ンは国家開発銀行(CDB)が出資している、すなわ ち政策銀行が出資しているということ、第二に、区・ 県・市の学資ローン管理センターがローンの発行や回 収などの個々の業務の責任を担っているということ、 第三に学生とその親が共同債務者であり、彼らが共同 でまた複合的に銀行に対して返済していくというこ と、次に、近年のインターネット支払システムである "Alipay"が貸付及び回収において用いられているこ と、最後に、出身地ローンはこれまでのところ非常に うまく機能しているということです。2012年において デフォルト率は3%未満となっています。

4. 高等教育の費用と学生支援に 関する情報提供

最後に、大学の費用と経済支援に関する情報提供と

いう課題についてお話します。

2013年に出した私と同僚の共同執筆の論文では、クラスターランダム統制試験(a cluster-randomized controlled trial)を行い、次のような4つの仮説に基づいて、情報提供とその影響についての相関関係を見ました。

大学の費用や経済支援に関する情報へのアクセスを より多く持つ学生ほど:

[仮説A] 軍大学への進学に高い優先順位を置かない。

[仮説B] 1年目に志望大学に入学できなくても、 翌年、再度同じ大学を受験する。

[仮説 C] ニード・ベースの給付金を受ける率が高 くなる。

[仮説D] グリーン・チャンネルを利用する割合が 高い。

北西部の省にある41の国家指定貧困県から、無作為に20の県[学校]を抽出し、さらにそこから[一校につき]一つの理系クラス(science-track class)を無作為に抽出しました。これらのグループについて、2008年の4月に基礎調査と時前処置を行った上で、その8か月後にフォローアップを行いました。「どの大学を受験したのか」「大学に進学したか」「学生支援を受けたか」という三つの質問を尋ねました。事前処置のための手段としては、学生たちが使いやすい大学の費用及び経済支援に関するブックレットを高校生に提供し、また、標準化された講義を行いました。

基礎調査の結果から、大学の費用や経済支援について高校生がどのように認識しているかを見てみると、半分以上の生徒たちが、大学進学の経済負担を過大に評価していることが分かります。また、経済支援の様々な種類についてどのくらいの生徒が知っているかを見ると、特に「グリーン・チャンネル」について知らない生徒が多いことが分かります。「グリーン・チャンネル」を知っている生徒はわずか6%に過ぎませんでした。

さて、大学の費用や経済支援についてより多くの情報を持つということが、大学の選択に影響を与えるということは証明されませんでした。しかし、こうした情報を得ているかどうかは、1年目には不合格だった学生が再度同じ大学を受験するかどうか、また、「グリーン・チャンネル」や出身地学資ローンといった特定の学生支援を受けるかどうかということには、相当

影響を与えているということが分かりました。

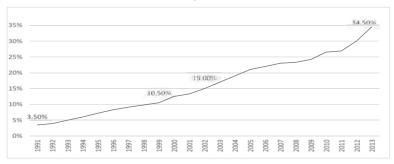
私たちは、これらの研究結果が持つ政策的な意味を 提示しました。すなわち、学生支援制度がより多くの 人に知られ、様々な施策が低所得の地域の高校生たち にタイムリーな形で行き届くよう、改善を検討する余 地があるということ、分かりやすい情報にオンライン でアクセスできるようにする、学生やその家族が支援 を受ける資格があるかどうかを理解するために費用を 計算する手段を提供する、低学年段階で、大学の費用 や経済支援について教える標準化されたカリキュラム を提供する、こうしたことを検討する余地があるとい うことです。

私たちがこの調査研究を数年前に行った後、大学の費用や経済支援に関する情報提供の状況が大きく変わってきたことは、注目に値すると思っています。一例を挙げると、教育部は学生の経済支援に関するオンラインのプラットフォームを開設しました。また、国が運営する経済支援の公式ホームページでは、経済支援制度の開設、通知、方針、Q&A、動画・画像など様々な情報を提供しています。さらに、多くの大学において経済支援の担当部局が同様に公式ホームページを設置し、経済支援に関するあらゆる情報を提供しています。そして最後に、教育部の政策の一環として、学生たちは大学の合格通知とともに、経済支援に関するブックレットを受け取ることになっています。

以上のように、中国は、高等教育の費用分担策の導入と高等教育の大拡張政策の実行とともに、学生への経済支援のシステムを少しずつ確立してまいりました。特に、2007年の政策によって、中国の学生支援システムの制度的な基盤が確立されたのです。学資ローン制度のスキームについて言えば、出身地学資ローンが中国の学資ローン市場では大きな役割を果たしています。また、情報提供という問題については、近年大きく状況が変わってきています。

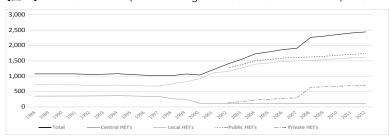
以上が私からの報告となります。ご清聴ありがとう ございました。

[図1] Gross Enrollment Ratio of Higher Education in China



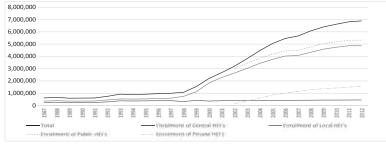
Source: China's Yearbook for Education Statistics.

[図2] Number of HEIs (not including adult education institutions) in China



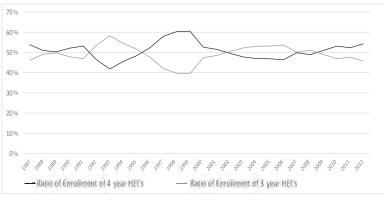
Source: China's Yearbook for Education Statistics.

[図3] Annual Enrollment of HEIs in China



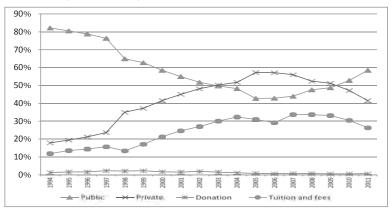
Source: China's Yearbook for Education Statistics.

[図4] Ratio of Annual Enrollment



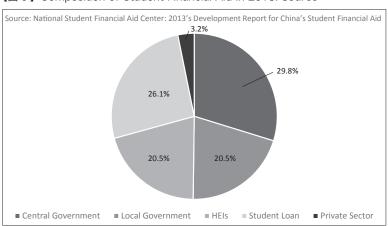
Source: China's Yearbook for Education Statistics.

【図 5 】Composition of Expenditure of China's HEIs

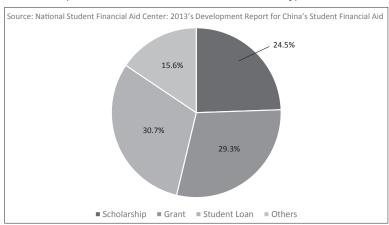


Source: China's Yearbook for Education Finance Statistics.

【図 6】Composition of Student Financial Aid in 2013: Source



[\boxtimes 7] Composition of Student Financial Aid in 2013: Type



【表 1】Student Loan (1999-2013)

Year	Number of Borrowers (Ten thousand)	Amount of Ioan (Billion RMB)
1999	0.06	0.005
2000	6.7	0.755
2001	20.44	1.675
2002	25.44	2.061
2003	26.49	2.025
2004	36.04	3.121
2005	91.62	7.632
2006	85.49	7.994
2007	76.44	8.866
2008	67.39	6.592
2009	102.07	8.701
2010	113.84	11.489
2011	117.76	13.284
2012	120.01	14.146
2013	109.1	14.846
Total	998.9	103.208

【表 2】 HEI-based v. Home-based: Aria (2013)

	Number	Municipalities and Provinces
HEI-based	6	天津市、広東省、チベット自治区、 新疆ウイグル自治区、大連市、深圳市
Home-based	11	陝西省、内モンゴル自治区、安徽省、江西省、 山東省、湖南省、海南省、甘粛省、寧夏回族自治区、 青海省、青島市
Both	19	北京市、河北省、遼寧省、吉林省、黒竜江省、 上海市、江蘇省、浙江省、福建省、河南省、湖北省、 広西チワン族自治区、重慶市、四川省、貴州省、 雲南省、陝西省、寧波市、廈門市

【表 3】 HEI-based v. Home-based: Borrowers and Amount

			HEI-based Student Loan	Home-based Student Loan
Borrowers	Number (ten thousand persons)	19.49	100.52	
2012		%	16.24	83.76
Amount	Amount (billion RMB)	2.095	12.067	
		%	1.71	98.29
	Borrowers	Number (ten thousand persons)	16.42	92.69
Amount	%	15.05	84.95	
	Amount	Amount (billion RMB)	1.912	12.934
	%	1.46	98.54	

セッション 1:カントリーレポート

日本

九州大学 理事·事務局長

芝田 政之

※ 図表はp. 45~に掲載



芝田 政之 しばたまさゆき 九州大学 理事・事務局長

学位:学士 慶應義塾大学(経済学)1981年

修士 ノースウェスタン大学 (経済学) 1985年

修士 ハーバード大学(教育学)1986年

名誉博士 デモントフォート大学 2013年

職歴:1989-1992年 在英日本大使館書記官

1995-1998年 岐阜県教育委員会管理部長 1998-1999年 文部省学術国際局学術政策室長

1999-2001年 文部省学術国際局留学生課長

2001-2003年 文部科学省研究開発局宇宙政策課長

2003-2004年 文部科学省生涯学習政策局生涯学習振興課長

2004-2006年 日本学生支援機構政策企画部長

2006-2008年 国立大学財務・経営センター理事

2008-2010年 文部科学省大臣官房国際課長

2010-2012年 文部科学省文化庁長官官房審議官 2012-2013年 外務省大臣官房国際文化交流審議官 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、九州大学の理事・事務局長の芝田と申します。本日は九州大学の理事・事務局長ではなく、個人的な立場でお話をしたいと思っています。

私はご紹介にありましたように、2004年から2006年の初めまで日本学生支援機構に出向しておりました。その当時、本日のオーガナイザーの一人である小林先生と知り合いまして、2007年にはご一緒にイギリスのStudent Loan Companyや教育を担当している役所を訪問したりしました。イギリスの所得連動の返還方式を勉強して、これは優れた制度であると思いました。

本日の私の講演の結論は、先ほどのバー先生の幾つ かの修正点も検討しながら、イギリスの所得連動返還 方式を日本でも早期に導入したほうがいいのではない かということです。

私の発表は、学問的なトレーニングを受けていませんので、やや政策に偏った面があるかと思いますが、 その点はどうかお許しいただければと思います。

1. 日本の学生支援の状況

最初に、日本の大学生の収入の内訳を家計からの収入、奨学金あるいはスカラシップ・ローンに即して見てみたいと思います。2012年の日本学生支援機構の調査によると、大学学部生の収入額は年間約200万円(1万8,200ドル)で、一月当たり17万円(1,500ドル)となっています。このうち6割は家族からの支援で賄われています。他方で、学生支援である奨学金あるいはスカラシップ・ローンといわれる部分の大半は、日本学生支援機構が提供するスカラシップ・ローンです。【図1】

ところで、このスカラシップ・ローン (Scholarship

Loan)という言い方は、外国の方にはやや奇異に聞 こえると思います。ローンはローンですが、返還期間 が20年と長期に渡っていること、低所得の場合の返還 猶予制度があること、それから利子補給金が国費に よって投入されているといったことから、事実上のス カラシップ的な要素があるということで、スカラシッ プ・ローンと呼ばせていただきたいと思います。

さて、なぜ家族からの収入が学生の収入の大半を占 めているかということですが、東京大学の大学経営・ 政策研究センターが2012年に行った高校生の保護者に 対する調査では、低所得者層から高所得者層まで一貫 して、7割~8割の保護者が、卒業までの学費や生活 費は保護者が負担するのが当然だと考えている、とい う結果が得られています。このように、日本では、所 得層に関係なく、保護者が子どもの学費、生活費を負 担すべきだという意識が非常に強いということが背景 として指摘できるだろうと思います。

しかしながら、今後もこのような保護者からの負担 が維持できるだろうか、というのが今後の検討課題と なっています。

さて、日本の公的な学生支援の大半は日本学生支援 機構が担っておりますが、日本学生支援機構が提供し ているスカラシップ・ローンは2014年度予算で1兆 1,750億円(107億ドル)となっています。このほか、 地方自治体、大学、公益法人が提供している奨学金が ありますが、これは金額が大変小さく1,417億円(12.9 億ドル)です。地方自治体、大学あるいは公益法人が 提供している奨学金の受給者は48万人と比較的多く なっていますが、人数が多い割には金額が小さいの で、1件当たりの提供金額が少ないと考えられます し、全体の規模から見ても、これらの奨学金はあまり 大きな役割を果たしていないと考えられます。なお、 日本政策金融公庫による教育ローンをここに挙げてお りますが、日本政策金融公庫の資金提供というのは1 回限りのものですので、スカラシップ・ローンや奨学 金とは性格が異なると考えられます。【表 1 】 【図 2 】

私も現在大学で働いておりまして、なぜ大学独自の 奨学金というのが作れないのだろうということを考え ています。その背景には、なかなか寄附を集めること ができないといこということがあります。大規模な基 金、特にアメリカやイギリスの一部の大学が持ってい るような大規模な基金を作ることが、日本ではなかな かできません。そうしたことで、大学独自の奨学金と いうのはなかなか実現できないというのが現実です。

ちなみに今回、授業料のことにほとんど触れており ませんけれども、国立大学の授業料は、現在、年間約 54万円(4,900ドル)となっています。私立大学の平 均授業料は約86万円(7,800ドル)です。国立大学の 授業料は政府によって規制されており、約54万円の 20%増、すなわち120%まで大学の判断で増額できる わけですが、実際にはほとんどの大学、学部が標準授 業料を設定しています。

このことの背景の一つとしては、やはり国立大学に とって、地方における教育の機会均等に中心的な役割 を果たしているという大学独自のミッションや意識が 強くありますし、私の個人的な所見ですが、国立大学 が授業料を増額すれば、国からの運営費交付金が減ら されるのではないかという懸念が背景にあると思いま

このことは、イギリスの経験から一目瞭然です。イ ギリスでも運営費交付金が大学に配分されておりま す。最初にイギリスが授業料を1,000ポンドから3,000 ポンドに引き上げたときは、授業料は上げても運営費 交付金には手を付けないという公約がなされていまし た。従いまして、大学側はその引き上げた授業料を財 源に教育研究の質向上に使いました。2012年の2回目 の値上げでは、上限が3,000ポンドから9,000ポンドに 引き上げられました。このときは教育費のグラント、 つまり交付金が大幅に減額されたということで、政策 として明らかに授業料を引き上げて政府の交付金を減 らすということがなされたわけです。

従って、そういう事例も見ていると、日本でも授業 料を上げれば交付金が引き下げられるのではないか、 必ずしも教育研究の向上に授業料の増額分を充てるこ とはできないのではないか、というのが大学経営陣の 中では当然の懸念としてあるということもご理解いた だければと思います。これは私の個人的な見解でござ います。

2.日本学生支援機構による スカラシップ・ローン

ここまでお話ししましたように、日本の学生支援の 中核は、日本学生支援機構が提供するスカラシップ・ ローンが担っておりますので、以後の議論は日本学生 支援機構のスカラシップ・ローンに焦点を当てていき

たいと思います。

ご存知の方が多いと思いますが、日本学生支援機構 のスカラシップ・ローンは無利子と有利子という二つ のカテゴリーで運営されております。【表 2】

無利子の受給者は約45万人で、例えば私立大学に自宅から通う学生の場合、毎月の貸与金額は3万円と5万4,000円から選べるということになっています。成績や家計所得における基準が設けられており、例えば高校時代の成績が5段階評価で平均3.5以上などとなっています。

有利子のほうは無利子の約2倍に相当する96万人が 受給しており、月額は表に書いてあるようなオプションから選べます。無利子に比べると有利子のほうは成 績基準や所得基準が緩やかになっています。利子率は 上限3%のシーリングがあり、それ以上の利子は政府が補給しています。

次に、学生の何割くらいがこのスカラシップ・ローンを受給しているかということですが、2012年度で、学部学生約256万人のうち97万7,000人、比率にすると38%、また、大学院学生21万人のうちの8万3,000人、約4割弱、39%が受給しています。【表3】

文部科学省は学生の負担軽減や、あるいはローン回避の問題への対応のために、無利子のローンを増やそうとしていますが、先ほどのバー先生の講演でもあったように、当然、財政負担の問題がございます。従って、ローン回避の問題、要するにローンを借りることに対する恐怖心といった問題を、どれぐらい深刻に受け止めるかということが一つの検討課題だろうと思っています。しかしそこはどれだけアカデミックに調査をしても、結論は得られないのではないかと思いますので、政治的な判断だろうと思っています。そのことと、財政負担の問題をどうバランスさせていくかということで、政治的判断が最終的には必要になると思っています。

次に、日本では近年スカラシップ・ローンの受給者の比率が相当の勢いで増えていますが、ではなぜ、長年に渡って受給率が低く維持されていたのでしょうか。イギリスやアメリカでは、奨学金あるいはスチューデント・ローンの受給者が7~8割に達していることと比べると、日本の受給率は非常に低い状態で長い間維持されてきました。その背景には、冒頭に申しましたように、保護者の子どもの教育に対する強い責任意識、それから戦後長らく高い経済成長の下で所

得が均等に配分され、保護者も教育の負担に十分耐えることができたということがあろうかと思います。

しかしながら状況は変わってきておりまして、年金、医療、介護など社会保険制度の財政状況の悪化とともに、保護者世代の負担が大変大きくなってくるということですので、今後は子どもの教育に十分な負担ができなくなるのではないかと考えられます。また、長い経済不況とグローバル競争の激化を背景に、給料の安い非正規雇用職員の割合が増えており、2010年段階では、高等教育を卒業した労働者で34歳までの者のうち、約4割が非正規雇用というデータもあります。

こうしたことから、学費の負担を親の世代から子どもの世代、子ども自身にシフトしていく必要があるのではないかと考えられます。このため、今後、スカラシップ・ローンに対する需要はさらに増えていくのではないかと考えるわけです。

実際、日本学生支援機構が財政融資資金の拡大を通じて有利子奨学金の規模拡大を始めた1999年以降、その供給量の増大に呼応して、実際の受給者もどんどん増えています。これに対して、無利子のほうはそれほど供給量も変わっていませんので、横にずっとフラットになっています。【図3】

何を言いたいかというと、今後も供給を増やせば、 恐らくそれに見合った需要があるのではないかという ことです。

受給率の推移を、学部と大学院に分けてみていくと、大学院については、ほかの支援制度、つまりTAやRA、あるいは授業料免除、日本学術振興会の特別研究員制度等があることもあり、それほど伸びていませんが、数で圧倒的多数を占める学部学生の受給率は着実に伸びています。【図4】

それから、今後の議論の中で、一つ検討課題としてあるのは、情報不足やローン回避を克服できない一部の低所得者層に対しては、給付型の奨学金というものが考えられてよいのではないかと思います。これは当然大きな財政負担を伴いますので、その規模は限定的なものにならざるを得ないと思いますが、このようなオプションも考えられていいのではないかと思います。

3. 所得連動型の返還方式の導入

次に、所得連動型返還方式について日本とイングラ

ンドを比較してみましょう。特にイングランド方式に 注目していただきたいと思います。【表4】

イングランド方式では、ローンが授業料と生活費の 双方をカバーしています。これはバー先生がおっ しゃったように、できるだけ十分な金額を提供すべき だということの一つの表れですが、授業料を全額立て 替えてもらえるということでもあります。

それから、返還金が所得から2万1,000ポンドを引 いた額の9%になっているというところが非常に特徴 的です。以前は1万5,000ポンドでしたので、バー先 生によると、政府の負担を大きくするのでよくないと いうご議論でしたが、大切なことは、返還金が自動的 に調整されるということです。貧しいときは貧しいよ うに、お金持ちになったらお金持ちのように返せばい いということで、これはどんなに貧しいときも一定額 を返さなければいけない方式に比べると、ローンに対 する恐怖心を大幅に緩和する優れた点だと思います。

返還が開始される所得の基準額ですが、日本では、 年収300万円以下の場合は返還が猶予されるという制 度が2012年度に導入されましたが、イギリスの場合は 2万1,000ポンドとなっています。

それから、利率についてですが、イギリスでは利率 をインフレ率及び所得に応じて0%から3%まで段階 的に増やすということで、これはバー先生のご指摘で は、政府が借入を行うときの利率にほぼ合致している ということでした。

もう一つ大切なことは、返還免除になるのが、日本 学生支援機構の場合は死亡した場合ですが、イングラ ンド方式では、卒業後30年経過すると自動的に返還免 除になりますし、65歳になれば返還免除になるという ことで、年老いてから借金を抱えたままという状況は 懸念する必要がないということです。これも恐怖心の 緩和ということには大いに役に立つだろうと思います ので、ぜひ見習いたいところだと思います。

ただ、The devil is in the detailsと申しますように、 詳細設計のところで、その制度がうまく機能するかど うか決まってくるところもありますので、バー先生の 色々なご指摘を踏まえて、細かい設計をすべきだと考

イングランド方式のもう一つの利点は、返還が非常 に容易に行えるように設計されている点です。そのこ とを申し上げる前に、日本学生支援機構が大変苦労し ておられます返還金の回収について一言だけ申し上げ たいと思います。

日本学生支援機構における延滞の年限別の回収率を 見てみると、当該年度に返していただくべきお金は 4,300億円ですが、どうしても取りこぼしが出てしま いまして、2012年の回収率は95.6%となっています。 【表5】【図5】

そしていったん取りこぼしてしまうと、延滞の年数 が増えるにつれて、回収率はどんどん下がっていきま すので、延滞した金額の累積額は増えていくというこ とです。【図6】

延滞者の人数については、私も日本学生支援機構で 働いていたのでよく分かりますが、職員の努力により 延滞者の増加も何とか食い止められているという状況 です。【図7】

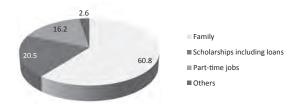
しかしながら、今後受給者が増えれば、どうしても 一部の取りこぼしが累積して、延滞額も増えますし、 延滞者も増えていきます。そのことに対応するため に、日本学生支援機構では民間の債権回収会社への業 務委託、法的な強制執行、それから延滞者情報の個人 信用情報機関への登録など、回収のための様々な施策 を実施しています。延滞額の増加に対する社会的な批 判も強くなっていったことを背景としてこれらの施策 が導入されたのですが、他方で、このような回収の強 化というのは、小林先生のご指摘にもありましたよう に、借りる人にとっては恐怖心というか不安感を増幅 してしまうという面もあります。

従いまして、今後は、回収の方法そのものを大きく 改めるべきではないかと思います。その一つの解決策 が、イギリスのように、雇用者が税金等と一緒に回収 金を集めて納付する義務を負う、そのような仕組みを 日本においても導入することです。税金の収納機関が 一緒に回収金を収納するといったような仕組みを、ぜ ひご検討いただければありがたいと思っています。

しかしながら、先ほども申しましたように、新しい 制度を導入する際は、その詳細において様々な工夫が 必要になると思います。イギリスという非常によい実 例がありますので、これからも多くのことを勉強させ ていただいて、日本においても優れた制度が導入され るように願っております。

以上で私のプレゼンテーションを終わります。どう もありがとうございました。

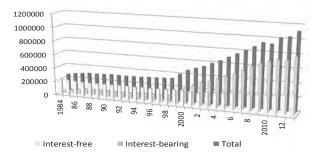
[図1] Composition of students' income 2012 (%)



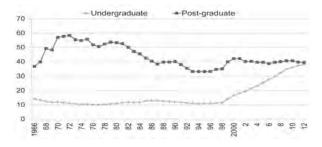
[図2] Number of recipients by providers in 2012 (thousand)



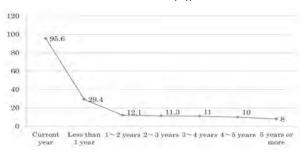
【図3】 Number of recipients among university and junior college students (Interest-free and interest-bearing loans)



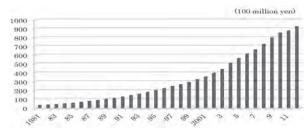
【図4】 Take-up rate among undergraduates and postgraduates (Number of recipietns/number of students(%))



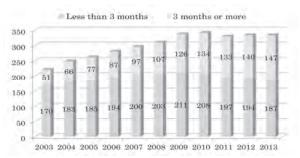
[図 5] Collections of delayed repayments by period of delay 2012 (Amounts actually collected/ Amounts to be collectted(%))



[図 6] Accumulated amount of arrearage



[図7] Accumlated number of recipients in arrearage(individuals: thousand)



【表 1】Student aid in Japan

	Total Spending	Number of Recipients (Thousand)
JASSO [2014]	1,175 billion yen (\$ 10.7 billion)	1,410
Local Governments, Universities, Public Interest Corporations [2010]	141.7 billion yen (\$ 1.29 billion)	480
Japan Finance Co.【2012】	153 billion yen (\$1.4 billion)	110

【表 2】Outline of JASSO's scholarship loans

12. 2. Toddine of 3/1000 3 scholarship loans				
	Interest-free	Interest-bearing		
Number of students	450,000	960,000		
Total size of loans	306.8 billion yen (0.28 billion US\$) including loans from the government 74.4 billion yen (0.7 billion US\$)	867.7 billion yen (7.9 billion US\$) including treasury investments and loans 859.6 billion yen (7.8 billion US\$)		
Amount of monthly loans	Options (For a student of a private university living with his/her family) 30 thousand yen (273 US\$),or 54 thousand yen (491 US\$)	Options 30,50,80,100 or 120 thousand yen (1,091 US\$)		
Academic conditions	High school GPA 3.5/5 or higher University within top 1/3 of their class	Nothing concrete		
Income conditions	9.07 million yen or under (82,455 US\$) (private university, 4 members in family, living with family)	12.23 million yen or under (111,182 US\$) (private university, 4 members in family, living with family)		
Repayment Threshold income	Within 20 years after graduation 3 million yen (27,273 US\$)	Within 20 years after graduation		
Interest rate	Nil	Ceiling at 3% (0% while in a university)		

【表 3】 Total size of JASSO's scholarship loans programs in 2012

	Total number of students	Interest-free loans (B)	Interest-bearing loans	Total (B+C)
Undergraduate	2,560,909	281,806	695,199	977,005
Total amount		174.6 billion yen (1.6 billion US\$)	600.6 billion yen (5.4 billion US\$)	775.2 billion yen (7 billion US\$)
% of recipients		A/B 11.0%	C/A 27.1%	(B+C)/A 38.2%
Post-graduates	210,643	65,453	17,724	83,177
Total amount		60.8 billion yen (0.6 billion US\$)	18.3 billion yen (0.16 billion US\$)	79.1 billion yen (0.76 billion US\$)
% of recipients		B/A 31.1%	C/A 8.4%	(B+C)/A 39.5%

【表 4】 Comparison of income-contingent repayment systems between JASSO and England

	JASSO	England	
Type of loans	Interest-free loans	Tuition loans, Maintenance loans	
Amount of repayments	Interest and principal in equal installments	(Income − £ 21,000) × 9%	
Threshold for deferment	3 million yen	£21,000 (3.57 million yen)	
Interest rate	Nil	Inflation rate + 0~3%	
Written off	Upon the death of the recipient	Upon the death of the recipient After 30 years or at the age of 65	

【表 5】 Collections of delayed repayments by period of delay 2012 (billion yen)

Period of delay	Amount to be collected	Amount actually collected	Ratio (%)
5 years or more	31	2.5	8
4~5 years	6.6	0.7	10
3~4 years	8	0.9	11
2~3 years	10.1	1.1	11.3
1~2 years	12	1,4	12.1
Less than 1 year	17.6	5.2	29.4
Total	85.2	11.8	13.8
Current year only	430.3	411.3	95.6

セッション2

国際比較

コメント

国際比較の視点から見た日本の奨学政策の課題

濱中 義隆

(国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官)

パネルディスカッション

── モデレーター ──

岩田 弘三

(武蔵野大学 人間科学部 教授)

--- パネリスト ---

ニコラス・バー

(ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授)

ローラ・W・パーナ

(ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事)

魏建国

(北京大学 中国教育財政科学研究所 副所長·副研究員)

芝田 政之

(九州大学 理事·事務局長)

濱中 義隆

(国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官)

小林 雅之

(東京大学 大学総合教育研究センター 教授)



セッション2:国際比較

コメント:国際比較の視点から見た日本の奨学 制度の課題

国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官

濱中 義隆



濱中義隆 はまなかよしたか 国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官

学歴:東京大学 教育学部 卒業 1994年3月

東京大学大学院 教育学研究科 修士課程 修了 1997年3月 東京大学大学院 教育学研究科 博士後期課程 中途退学

学位:修士 東京大学(教育学)

職歴:1999年1月-2001年12月 学位授与機構審査研究部 助手

2002年1月-2013年3月 大学評価・学位授与機構学位審査研

究部 助教授

2013年4月-現在

国立教育政策研究所高等教育研究部

総括研究官

2013年4月-現在

独立行政法人大学評価·学位授与機

構 客員准教授

2005年4月-現在

独立行政法人日本学生支援機構 客

員研究員

1. 日本の奨学政策の特徴 - 歴史的背景

皆さま、こんにちは。国立教育政策研究所の濱中と 申します。

今までの発表を受けてのコメントということで、私 から15分から20分程度お話しさせていただきたいと思 います。

初めに日本の奨学政策の特徴をもう一度おさらいし ておきたいのですが、芝田さんのご報告にあったとお り、学生に対する経済的支援の大部分は、日本学生支 援機構の貸与型奨学金、つまりローンであるというこ とです。金額的には9割なので、日本の奨学政策を考 えるということは、日本学生支援機構の貸与型奨学金 制度をどう考えるかということとほぼ同義です。

日本では公的な給付型奨学金、グラントが存在しな いために、学生に対する経済的支援制度が充実してい ないとしばしば言われます。

しかし、今までのご報告を聞いてのとおり、国際的 に比較してみると、あくまでもローンとしてはという 限定つきですが、日本の奨学金は利用者にとって負担 が大きいものではないということは明らかだと思いま す。無利子貸与が基本であり、近年、有利子貸与が増 えていますが、有利子の場合も非常に低利子で、政府 の利子補給がかなりあります。それから返還金のイン フレ調整もしませんので、物価が上がれば実質的に返 還金がマイナスになります。さらに返還期間は最長20 年となっており、各種の返還猶予制度もあるというこ

なぜ日本でこのように優遇されたローン制度ができ たかと言いますと、一言でいえば、ローンでグラント の機能を代替しようとした、あるいはローンにグラン トの機能を併せ持たせようとした、ということだと思 います。経済的にかなり困窮した学生、つまり低所得 家庭出身者のみを対象に制度が考えられているわけで す。

もちろん、低所得者を対象にするのであれば、当 然、ローンよりグラントのほうが望ましいはずです。 にもかかわらず、なぜグラントではなくローンだった のか。その理由は、制度の発足当時、すなわち戦後の 公財政事情の厳しさによるところが大きいと言われて います。今の日本学生支援機構の前身である日本育英 会の発足は厳密には1944年、戦時中まで遡るわけです が、今日につながる奨学金制度の骨格は戦後にできた と考えてよいでしょう。当時、公財政事情の厳しさゆ えに、回収金を次の貸付原資にすることで政府負担を なるべく抑制する、そのような仕組みが考えられたと いうことです。また、お金が無かったということに加 えて、既に日本では高等教育の費用は受益者負担、 もっと言えば、家族の責任であるべきだというような 考え方がかなり定着していたということも、このロー ンであったことに関係していたと思われます。

しかし、それは別に日本の家族が教育熱心だったと いうことを必ずしも意味するわけではありません。近 代化を開始した明治以降、近代化後発国として、全般 的に政府にお金が無かったため、受益者負担であるべ きだという考え方をわが国が受け入れざるを得なかっ たということです。

こうした公財政上の制約と受益者負担の原則の考え 方の下で、高等教育を通じた経済発展への貢献を果た し、さらに戦後の民主主義社会の下では機会均等も社 会的に要請されますから、これらを同時に達成するた めに、どのような政策を採ってきたのかが焦点になり ます。

具体的には、少ない数の国立大学へ交付金を重点的 に投資し、加えて、国立大学の授業料を非常に低いレ ベルに意図的に抑えるという政策が採られました。一 時期は国立大学と私立大学の授業料の格差が大体6倍 ぐらいまでありました。国立大学の教育条件、教育の 質を確保するだけでなく、教育の質が良く、なおかつ 授業料が低いわけですから、当然優秀な学生がたくさ ん集まり、入学者の選抜性を確保することが可能にな ります。そのことによって、高い能力なり資質を有す る者の中での機会均等を図る、というのが戦後の高等 教育政策の一つの柱だったのではないかと考えられま す。

こうした政策の背後にある考え方を育英主義と呼ん でおきます。育英主義とは、メリット・ベースであり ながら、なおかつそこにニード・ベースが被さったよ うな、そういう仕組みだと言っていいかと思います。

実を言うと、この話はすでに指摘されていることで はあるのですが、ここで取り上げたのは、学生への経 済的支援制度もまた日本的な「育英主義」を補完する 役割をずっと果たしてきたのではないかと考えたから です。

日本学生支援機構の前身、日本育英会のローンの奨 学金、さらに、授業料減免という制度もあるわけです が、いずれもかつてはその対象者は国立大学の学生が 中心でありまして、要は国立大学へ進学できるような 学力がある者の中では機会均等が図られる、そのよう なシステムを取ってきたと言って良いでしょう。

一方で、量的拡大については、私立大学が専ら担っ てきました。これは当然、高度経済成長に支えられて 家計が授業料を負担できたということがその背景にあ るわけです。1960年代から70年ごろにかけて世界的に 高等教育が拡大しましたが、これを第一の高等教育の 拡大の時期だとすると、他の先進国では、大体この時 期にパブリックセクターの高等教育を拡充することに よって、高等教育の機会の拡大を果たしてきました。 それに対して、日本ではあくまでもプライベートセク ターに頼って、高等教育をこの時期に拡大させたとい うことになります。この点は、その後にいろいろ生じ てくる問題に関する文脈としてかなり異なる点だ、と いうことをまず押さえていただきたいと思います。

2. 高等教育の量的拡大と機会均等 理念の変容

なぜこんな昔話から始めたかというと、現行の学生 に対する経済的支援制度、これは日本学生支援機構が 行っている貸与奨学金制度とイコールだという話をし ましたが、基本的に、この60年代、70年代の時期に形 成された理念や枠組みを、ほとんどそのまま踏襲して いるのではないかと考えるからです。

もちろん、高等教育の量的拡大に応じて微修正は行 われてきました。1984年には有利子奨学金が導入され ましたし、国立私立間での日本学生支援機構の奨学金 の受給格差は、かつては3倍ぐらいあったと記憶して いますが、今はほとんどなくなってきました。高等教 育システム自体も大きく変わり、国立大学も授業料を どんどん値上げするようになって、授業料の国私の格 差というのは小さくなっています。

そうは言っても、こと日本学生支援機構の奨学金制度に関して言えば、依然として先ほど申し上げた育英主義、つまり、一定以上の能力、学力を持つ者の中での機会均等、経済的困窮者への支援という理念を変えていないように思えます。それゆえ90年代半ばごろまでほとんど奨学金の受給率が上がってきませんでした。

ところが1990年代半ば以降の第二の高等教育の拡大期になると、60年代、70年代に作られた制度の理念と、制度に対する社会的要請とが徐々に乖離し、その乖離が目立ち始めているように思われます。

もちろん同じように機会均等とずっと言い続けているのですが、量的拡大によって機会均等の中身も変わってきた、そのような理解をしなければいけないのではないか。つまり、先ほどから申し上げている育英主義、高い能力と資質を有する者の中での機会均等から、各人の能力水準に見合った高等教育の機会の保障へと考え方を変えていかなければいけない時期に差し掛かっているのではないかということです。

制度としては、確かに受給者を増やしました。しか し、理念はそのままで制度の実態と理念がだんだんず れてきた。そのことを決定付けたのが、この1999年以 降の有利子奨学金の拡大です。

この時点で利用者の学力基準、所得制限をともに大幅に緩和しました。その結果、現在、無利子、有利子を合わせて受給率は大体40%に達しています。学生の40%が日本学生支援機構のローンを利用しているということは、すなわち中所得層にまでローンの利用者が拡大していることを意味します。この背景には、授業料が70年代半ばから常に少しずつ上昇しているので、家計負担がその分増加していること、近年は景気が悪く、家計の収入も下がっているため、家計負担に占める学費の割合がますます増加していること、といった側面は確かにあるでしょう。

ただし、もともと家計困窮者が利用することを念頭に設計された比較的優遇されたローン制度ですので、ローンの負担を抱えるとはいえこの仕組みを利用することは、よく考えると中所得層の学生やその家計にとって経済的に非常に合理的だという側面があります。このことが、99年以降有利子奨学金の利用者が

年々上がっている一因になっていると考えられるわけ です。

受給率40%のもう一つ意味するところは、もはや高い能力、資質を有する者に対する育英主義とは言い難いということです。受益者負担の観点からすれば、公的支出によって、今までのように手厚い支援が必要なのかという社会的な問題提起が起こるのも、当然といえば当然です。

ただし、ここが重要なのですが、そうはいっても家計の所得水準によって大学進学率にかなり大きな格差が厳然として存在していることも事実です。この点については小林先生、私も含めて、幾つかの調査で指摘して参りました。

経済的理由によって高等教育進学を断念する層は皆無ではない。しかも、最初の方のお話にもありましたが、知識基盤社会化といわれる社会の変化によって、学力中位層以下においても、それなりに望ましい職業に就くためには、高等教育、この場合はもはや中等後教育と言ったほうが適切なのだと思いますが、そうした教育機会への進学需要は高まっており、もはやかつての育英主義では機会均等のための方策として不十分であることが明らかです。

ところが、現行の日本学生支援機構の貸与奨学金制度は、(1)低所得者層に対する支援を通じて機会均等を達成する、あるいは(2)中所得層に対して学費の負担を軽減するために援助を行う、よりマクロな視点から、(3)機関補助ではなくて個人補助を経由して高等教育費用の公的支出を担う、こうしたこの三つの目的のいずれに対してもかなり中途半端なものになっているのではないかというのが私の読みです。

3. 各国の経験から学ぶべきこと

ここで奨学政策をもう一度考えようという場合には、さまざまな社会的要請、上に三つ挙げましたが、こうしたものに対応できる奨学政策を構想する必要があり、そのためには60年代、70年代にできた理念をそのまま引きずっていくのではなく、いったんそれらを再構築し、現状に見合った具体的な制度の設計が必要ではないかと考えるわけです。

それでは今議論になっている具体的な制度設計は何かということで、ここからもう少し具体的なお話に入りたいと思います。

(1) 所得連動型返還制度の導入に向けて

一番目は所得連動型返還の導入という話です。これ も最初のご挨拶の中であったと思いますが、2014年8 月の「子供の貧困対策に関する大綱について」で、こ の所得連動型返還を導入することが謳われておりまし て、導入すること自体はほぼ決定した段階にあると 言ってよいでしょう。

従って、現在は具体的にどのように制度設計をして いくかという段階にあり、諸外国の事例を参照しつ つ、日本の仕組みを考えようというのが、本日のシン ポジウムの趣旨の一つです。

まず、お話を聞いて分かったとおり、今回事例とし て取り上げている英国と米国については、一括りに所 得連動型返還と申しましても、両国の間では、そもそ も背景にある思想がかなり異なっているということ が、非常に重要なポイントではないかと思います。

イギリスについて言えば、所得連動型も重要なので すが、それ以上に重要なのは、授業料の後払い方式と 一体になっているという点であり、それがイギリス制 度の肝なのだと思います。イギリスでは原則として全 員が授業料相当分について学資金の貸与を受けます。 卒業後に高等教育から得られる便益が確定した時点 で、確定した便益の一定割合を税金のような形で徴収 するわけです。これがイギリスの所得連動型返還の特 徴で、その背景には、本来、高等教育の費用というの は社会全体で負担するべきだが、そうは言ってもお金 が足りないので、その費用の一部を受益者である高等 教育の卒業者にもシェアしてもらおう、このような発 想でできていると理解されます。

一方、アメリカの場合は、ローン負担が非常に大き くなってしまったので、過重なローン負担に対する緩 和策としての側面がかなり強いのだろうと思います。 そのため、こちらは全員ではなくて、所得連動返還の オプションを選択した者のみ適用されて、なおかつそ の適用に当たっては、幾つかの条件があるということ です。しかも、返還期間が長くなることによって、利 息がかなり高くなり、返還総額が増えてしまうため に、このオプションを選択する者は今のところ少ない ということが、先ほどパーナ先生のスライドの中でも 示されていました。

それでは日本はどうするのかと言えば、日本の場合 は授業料の後払い制度を導入できるとは思いませんの で、基本的にはアメリカ型に近い仕組みになるという ことが想定されます。

ただ、最初に申し上げたとおり、日本の場合は無利 子もしくは非常に低利率なローンですから、一月当た りの返還金が非常に低い額になったり、一定期間経過 した後に返還を免除するという、そのような仕組みを 採用すると、政府の財政負担が大きくなることは明ら かです。しかも、返還金を次の貸与の原資に回すとい う仕組みですから、卒業後の所得によって、現行の返 還方式よりもかなり高い割賦金、一月当たりの返還金 を払う人がいないと、制度が維持できなくなる可能性 が非常に高いです。これではせっかく導入しても、所 得連動型を選択する人は限定的になる、あるいは政府 がかなり財政支出をしなければならないということに なります。

では、政府が財政支出をするときに、どのようなこ とが問題になるかと言えば、わが国の場合は、卒業後 の便益が小さいのは本人の努力不足のせいである、よ く自己責任という言葉を日本で使いますが、そのよう な見方をする人も少なくありませんし、高等教育の規 模が過剰過ぎる、そもそも進学すべきではない人が進 学しているのではないか、ということを主張する人も 現れてきます。こうした考えを持つ人は高等教育の関 係者の中にも少なくない割合で存在していると思いま す。

従いまして、この所得連動型というのを導入して、 政府のコストがある程度増えるときに、どのように社 会的にコンセンサスを得ていくのか、このことについ て各国の経験をお聞きしたいと思います。

もう一つ、所得連動型返還に関して、私にはやや疑 問な点があります。これは、現在導入されている所得 連動型返還と呼ばれている返還猶予の仕組みを導入し たときの文書に書かれていることなのですが、導入の 理由として家計の厳しい学生等の将来の不安を軽減 し、予見性を持って安心して進学できるようにするた めに導入を検討とあります。要約して言えば、低所得 者のローン回避あるいはリスク回避傾向に対応するた めに所得連動型返還を導入するのだ、という論理に なっているわけです。しかし、正直に言って所得連動 型返還の導入が本当に機会均等に寄与するのかという 点については、それほど単純な問題ではないと思って います。この点についても、所得連動型返還の導入の 目的というのを、もう一度各国の状況をきちんと整理 した上で、わが国はどのようなロジックで導入し、仮 に政府支出が増えるとしたら、どういうロジックで要 求していくかということを考える必要があります。

(2) 給付型奨学金の是非

二つ目の課題は給付型奨学金についてです。日本には公的な給付型奨学金がないという話を最初にしました。これについて各政党の公約を眺めていると、ほとんどの政党が給付型奨学金、つまりグラントの導入について賛成しています。しかし、各党とも財源の裏付けについては今のところ無いのが現状かと思います。仮に財源の裏付けがあったとしても、導入までにはかなり考えるべき論点はあると私は考えています。

一つは給付基準、つまり誰に給付するのかということです。現在の日本学生支援機構のローン制度では、 先ほど申し上げた育英主義の下で、経済的困窮かつ学力上位だという仕組みになっているわけですが、給付をする場合にもこの考え方が採用されるべきなのかという点です。

このときに考えなければいけないのは、先ほどバー 先生がイギリスのグラフも出していましたが、日本で も既に学力上位層の大部分は大学に進学していること です。従って、育英主義的な給付型奨学金を導入する ことが、ただちに機会均等の達成に寄与するかという と、これまたそんなに単純な話ではないと思います。

それでは完全なニード・ベース、経済的な困窮のみを条件にした奨学金をわが国で導入できるかというと、これに対しては先ほどから申し上げているように育英主義の伝統の下で、果たして社会的コンセンサスが得られるかどうかについて、かなり微妙な問題を孕んでいます。こういった点をまずクリアしなければいけないだろうと思います。

給付の対象となる費目をどうするかという問題もあります。給付するのは授業料なのか、生活費なのか、その両方なのかという問題です。受益者負担の立場からすれば、授業料は等しく家計に関係なく負担すべきであり、生活費を対象にすべきなのではないか、という考え方もあり得ます。一方で生活費を対象にすると、そのお金がどこに使われているか分からないので、アカウンタビリティーの点で、問題になる可能性があります。授業料を対象にした場合には、別途、授業料減免という仕組みがありますので、授業料減免

と、給付奨学金の関係なり区別をどうつけるかと、こ ういった点も問題になるかと思います。

それから給付の方法です。これは完全に渡し切りの 奨学金として与えてしまうのか、あるいはそういう形 を取らずに、何らかの条件を付けるのか。アメリカの 場合、10年間公務員として勤めると返還を免除される 仕組みがあるという話でしたが、このような条件付き の返還免除として給付型の奨学金を入れるべきなの か。こういったことも検討課題としてはあり得るで しょう。

もちろん、低所得者に対して給付を行うという点を 考えると、経済学でいうところの所得の再分配のため の方法として、現行のローンよりグラントのほうが望 ましいことは明らかなのですが、その場合にも、それ では高等教育における給付型奨学金という形を取るこ とが所得の再分配のための方法として望ましいのかど うかも議論が必要だと思います。先ほど、むしろ幼児 教育にお金を出した方がいいのではないかという議論 もありましたが、その他の方法と比較して、どちらが より望ましいかということを検討しなければなりませ ん。

こうしたことを踏まえて、グラントが必要だということを社会的に訴えていかないと、恐らく現状では受け入れてもらえないでしょう。そのことが財源の裏付けがないという状況に繋がっているのではないか、と思うわけです。

この点については、各国がグラントを導入している わけですから、どのような理由で社会的に認められて いるかということも、もしあれば伺えたらと思いま す。

(3) 高等教育の質保証と奨学政策の関係

最後に三つ目の課題として、もう少し大きな話として、授業料・奨学政策と高等教育の質という話を掲げておきました。実を言うと奨学金の話、経済支援の話をすると、学生支援の話ばかりで、高等教育全体に目配せしたような議論というのが日本ではほとんど無いのが現状ではないでしょうか。もっと広い視野で、増大する高等教育費用を誰がどう負担するのかという問題に言及したいと思います。この問題については、公財政支出で十分に負担できなくなっているということは各国に共通の状況ですが、費用分担の方策をどう取

るかということは各国でかなり異なっているというこ とを指摘したいと思います。

特にゲストスピーカーの先生方から事前に頂いた ペーパーを読んで私が気になったのは、どこの国でも 高等教育の質に対しての言及があったことで、これは 日本における奨学金の議論とかなり違うところだろう という点です。

アメリカの場合は、1970年代~80年代ぐらいからだ と思いますが、連邦のローン制度をかなり拡充しまし た。そのほかにも様々な税制、教育減税であるとか、 それから大学に対する寄附における控除みたいなもの を通じて、政府がコストシェアリングを誘導してきた という側面がかなり強いのではないかと考えられてい ます。コストシェアリングを誘導することによって大 学間に競争が発生して、そのことによってアメリカは 90年代、非常に高等教育の質が向上したのではないか と言われています。

しかし、教育の質の向上とともにコストも増大し、 授業料が高騰してしまった結果、ローンもどんどん拡 大して、過剰負担が問題になっているというのがアメ リカの現状ではないかと思います。

一方で、ローンが拡充することによって、誰でもひ とまずは授業料負担ができるようになったということ が、営利目的の大学を拡大させました。そのため先ほ どの発表でありましたように、質の低下が問題にな り、さらには連邦政府によって高等教育の質をモニタ リングするような仕組みが強化されております。

カレッジ・スコアカードというのも、学生に対する 経済的情報の提供だという側面もありますが、恐らく 政府によって高等教育の質を、情報公開を通じてある 程度コントロールする、そのような意図が含まれてい るのではないかと私は見ています。

アメリカについては、現状の仕組みが今後どの程度 持続可能なのかということを伺えたらと思います。

一方イギリスですが、先ほどありましたように、機 関補助を全面的に廃止して、授業料に転換しました。 これは会計上のトリックだという話も出ていました が、その背景にあるのは、バー先生の説明によれば、 高等教育の規模の拡大ということでした。定員を拡大 する、あるいは新規参入の期間や機関を増やすことに よって、高等教育に対する超過需要を解消する。その ことによって大学間競争を促し、それがさらなる質の 向上に繋がる、というシナリオを想定しているわけで す。

公正な競争を促進するためには、大学の情報公開を 徹底しなければならないということで、イギリスでは 各種の調査が行われ、それが非常に細かいレベルで社 会に公表されています。その仕組みもなかなか魅力的 ではありますが、ここに書いているようなシナリオが 本当に実現可能なのか、阻害するような要因があれば それは何かということを伺いたいと思います。

次に中国については、先ほどのご発表ですと、進学 率は大体36%ぐらいとのことでした。これは今後さら に上がってくることが予想されます。今のところ中国 では経済発展に支えられて、政府からの助成金がかな りあるように見えますが、さらに進学率が50%近くま で上昇したときに一体何が起こるのか、その時にどの ような対処を中国は取ろうとしているか、ということ をお伺いできればと思います。

最後にわが国であります。わが国の場合は、もとも と私的負担が大きいということはよく知られていま す。従って、授業料を大幅に値上げして、そのことに よって教育の質を向上させるということは非常に難し い。授業料を大幅に上げると、学生が来なくなる可能 性が高いわけです。授業料について言えば、じわじわ とは上がっていますが、常に払える程度の値上がりで 超過需要が解消せず、現状が維持されやすいというこ とです。このため、教育の質の向上に関する大学間の 競争というのが起こりにくく、情報公開も一応制度化 されたが不十分だという、こういう状態が続いていま

高等教育の質的向上、質的転換というのは、わが国 でも現在高等教育の重要な政策の一つです。学生支援 を越えて、高等教育の質の向上に対して奨学政策が学 生を通じた公的な費用負担の在り方という視点から貢 献すべきところはないのか、そのためにはどういう仕 組みが必要かということを質問して、私のコメントと させていただきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

セッション2:国際比較

パネルディスカッション

モデレーター:

岩田 弘三 (武蔵野大学 人間科学部 教授)

パネリスト:

ニコラス・バー(ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授)

ローラ・W・パーナ (ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事)

魏 建国(北京大学中国教育財政科学研究所副所長・副研究員)

芝田 政之 (九州大学 理事・事務局長)

濱中 義隆 (国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官)

小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター 教授)



岩田: それでは、各国のパネリストの皆様より、日本 における所得連動型返還方式の導入に関する問題、給 付型奨学金の問題、さらには高等教育の質保証の問題 について幾つかアドバイスを頂きたいと思います。

では、最初にバー先生、よろしくお願いします。

バー:濱中先生より、日本では全政党が給付型奨学金 の導入を支持しているということが紹介されました。 これは、学生支援制度の根底にある哲学に関して、濱 中先生がおっしゃっていたことに直接つながると思い ます。したがって、私のほうでも、基本に戻って、高 等教育の財政の哲学に関する私の考えについて、お話 ししたいと思います。

もし私たちが質、アクセス、規模という高等教育財 政の三つの目的について一致するなら、出発点にある べき基本原則とは、経済的に困窮する学生を支援する ということよりも、むしろ、高等教育のもたらす社会 的便益に対して納税者は費用を負担すべきであるとい う原則だと思います。高等教育が個人にとっての便益 よりも大きな便益を社会に対してもたらすということ を我々は知っています。したがって、それに対しては 納税者が費用を負担するべきです。

他方で、個人も、自分が受ける個人的便益に対して



は対価を払うべきです。つまり、受益者負担の原則で す。ところが、受益者、すなわち学生は、若い時代に は大学の費用を賄うことができません。経済学用語で 言えば、「流動性制約」が起きます。したがって、ロー ンの目的とは、経済学でいう「消費の平準化」を可能 とするようにすることだと言えます。

例えば、皆さんは年金の保険料を払っていますね。 これはつまり、現在の私から未来の私に対して所得を 再分配しているということです。これが消費の平準化 といわれるものです。同じように、学資ローンは、壮 年期の私が、若い時の私に所得を再分配するもので す。つまり、学資ローンの哲学とは、若い人たちが受 益者負担の原則を実行できるよう消費を平準化すると いう点にあります。

しかしながら、消費の平準化が機能するためには、 何らかの保険をかけなければいけません。その理由を 説明しましょう。住宅購入のためにお金を借りる場合 は、購入した住宅そのものが物的保証になります。こ れは借り手にとっても貸し手にとっても公平で低リス クのローンです。ところが、学位を取得するためにお 金を借りるとなると、そのリスクは相当高いもので す。なぜなら、学位を取得できないかもしれないし、 たとえ学位を取得したとしても、高い収入を得られる かどうかは分かりません。平均的には、学位取得者の ほうがより多くの収入を得ています。しかしこれは平 均であって、実際にはいろいろなパターンがある、つ まりハイ・リスクなのです。

したがって、学位取得にかかる経費を若い人たちが ローンによって賄うためには、将来の低収入に備えた 保証が必要となるのです。所得連動型の返済方式は、 今月、今年、つまり一定期間の低収入に備えて保証を 提供するものです。また、25年ないしは30年経過後に 返済を免除するという制度は、生涯にわたっての低収 入に対して保証を提供するものです。

これが、私が考えるローン制度の哲学です。つま り、ローンは経済的困窮者のためにあるのではなく、 受益者負担という原則を実現するためのものなので す。ただし、若い人は進学費用を払うことができない ので、彼・彼女らに対して消費の平準化へのアクセス を与える必要があるのです。

次に、イギリスにおいて競争原理はどのように機能 しているのか、また、質保証はどのように行われてい るのかという問題についてお答えします。

質保証を欠いた競争というのはひどい結果をもたら します。というのも、大学は、これから入学してくる 学生たちよりも多くの情報を持っているからです。こ のことが非常にまずい結果をもたらすのです。競争は 常に質保証との組み合わせで行わなければなりませ ん。どんなものであれ質保証が必要だと言われるの は、通常人々は商品の品質について十分な知識を持っ ていないからです。

したがって、質保証の最善の方法は、商品の品質に ついて消費者が知りたいと思う情報を提供することで す。では、16歳の優秀な高校生だったら、大学につい て何を知りたいでしょう。関心事は三つあると思いま す。「楽しいところだろうか?」「良い教育を受けられ るだろうか?」「良い仕事に就けるだろうか?」

「楽しいところだろうか?」 イギリスやアメリカに は優れた大学ガイド本がたくさんあります。

「良い教育を受けられるだろうか?」 ロンドン・ス クール・オブ・エコノミクスでは、私が教えているす べてのコースにおいて、学生たちは、授業評価アン ケートに回答することになっています。現在のとこ ろ、アンケート結果は学内でのみ公表されています が、私はこれらの情報は、その他の情報、例えば、ク ラスの規模、一週間当たりのコンタクト・アワー、専 任教員による授業かそれとも大学院生による授業か、 レポートは何本課されているか、また、提出したレ ポートはコメント付きで速やかに返却されるか、と いった情報とともに、大学のウェブサイトに公表する よう、法律によって義務付けるべきだと考えていま す。これが「良い教育を受けられるだろうか?」とい う疑問への回答の始まりです。

「良い仕事に就けるだろうか?」 大学には、卒業生 がどうなっているか、卒業後6か月以内に就職してい るのは何人か、取得した学位と何らかの関わりのある 職に就いているのは何人かといった情報を、ウェブサ イトにおいて公表してもらいたいものです。

これらが質保証の全てではありませんが、こういっ たことが質保証のための強い武器になると考えます。 イギリスは、この点においては良い嚆矢となっている と思います。大学に対してはこうした情報を迅速にか つ正確に開示するよう求めなければなりません。ただ し、大学は自分たちのコースの素晴らしさを誇張して アピールする危険性もありますので、しっかりと監視 しなければなりません。そして、事実とは異なる情報



を提供する大学に対しては、厳しい罰則を科すような 仕組みを持つことも必要です。

岩田:バー先生、どうもありがとうございました。そ れでは、パーナ先生、お願いいたします。

パーナ:最初に、所得連動型返済方式についてコメン トしたいと思います。バー先生のお話に少し付け加え るような形になります。

アメリカでは、所得連動型返済方式が持つ課題につ いて様々な研究が行われてきました。そのうちの一つ のテーマは、この制度にかかるコストです。アメリカ において、所得連動型の返済方式の拡大に関する予測 のなかで、これは納税者の負担を増やすだろうという 予想がなされ、さらに、この制度がリスキーなローン 利用を促進してしまうのではないかという懸念が示さ れました。ある研究によれば、月賦額を減らして返済 期間を延長することによって、制度運用費用は3分の 1 増額となるだろうという試算がなされています。こ のほかにも、利子補給と返済免除にかかる費用があり ます。

これだけコストがかかるにも関わらず、オバマ大統 領は昨年の夏、所得連動型返済方式の拡大を提起しま した。具体的には、制度利用者を追加で500万人増や すこと、そのために210億ドルの予算増額が提案され ました。

ここには我々が直面している哲学的な問題が生じる ことは明らかです。つまり、制度にかかるコストはそ



の便益に見合うものなのかどうかという問題です。と いうのも、政府が高等教育の費用をより多く負担する ということは、高等教育がもたらす社会的な便益を認 めるということを意味しているからです。

また、その他の哲学的な問題として、平等性に関す る問題があり、これは特に検討を要するものだと考え ています。「優秀な学生たちのために機会均等を。」こ れは面白いフレーズです。アメリカにおいて十分に議 論されていないと思うのは、様々な経済支援を受ける ための資格に関するものです。支援するに当たり、経 済的必要性 (ニード) がどの程度強調されるべきか、 そして(あるいは)、アカデミック・メリット[の基 準]がどの程度考慮されるべきかという問題です。何 が正しいアプローチなのかということについては非常 に大きな議論があり、今日は各国のレポートにより、 この二つの異なる基準をどのように支援プログラムに 取り入れているのかということを聞くことができ、非 常に面白かったです。

アメリカの文脈で私が議論しているのは、アカデ ミック・メリットが一定の学業達成(achievement)を 評価しているように思われる一方で、そのアカデミッ ク・メリットが何であれ、達成する機会を持っている のは誰かという観点から考慮すべき、埋もれた問題が あるということです。

アメリカにおいては、SATや入学試験その他何ら かの試験のスコアを基準とした場合、それらのスコア が家庭の世帯収入と強い相関関係にあるということが 明らかになっています。従って、試験の成績だけを基 準にするということは、富裕層の人たちを支援すると いうことを自ずと含意してしまうのです。

また、もしGPAに焦点を当てるなら、あるいは、 試験のスコアでもそうですが、基準を満たすように準 備をする機会を持つことができるかどうかという意味 では、学生たちが通う学校、つまり初等・中等教育に おいて通う学校によっても違いが出てきます。

こうしたアカデミック・メリットの背後に隠されて いる問題について考えること、すなわち、試験の結果 といった基準が果たして機会均等という目標達成のた めの正しいアプローチなのかどうかということを考え ることが、非常に重要だと考えています。これは、理 念的なテーマです。

なお、ここで持ち出すことが適切かどうか分かりま せんが、我々がきちんと話をしていない問題で、個々 の質問にお答えする前に少しだけ触れておきたいの が、年齢の高いあるいは従来とは異なる年齢層の学生 たちでよい結果を修めていない人たちのことをどの程 度考慮しているかという問題です。

アメリカでは、高校卒業後直ぐに大学に進学するの ではなく、一定期間働いた後に進学する学生が増えて います。こうした人たちが抱える経費支弁の問題とは どのようなことか、また、年配の学生たちに対して、 どのような相対的な責任があるのかといったことにつ いて、アメリカでは理解が進んでいません。これが ちょうど私が考えていたテーマであり、各国の皆さん にも聞いてみたいところです。

さて、質保証についてです。果たしてアメリカに質 保証のシステムがあるのかどうかということも議論で きるのですが、アメリカにおける高等教育の質は、ア クレディテーション (適格認定) を通じて監視される ことになっています。したがって、もしある高等教育 機関がアクレディテーションを受けているならば、そ れは一定の質の教育を提供しているということの証拠 となるわけです。

最近、果たしてこれで十分なのかというこというこ とがより注目されるようになってきました。アメリカ のシステムにおいて明らかな問題の一つは、このシス

テムが市場原理を基本とするシステムだという点で す。このことは、アメリカには膨大な数の多種多様な 高等教育機関が存在しているということからも分かり ます。ある程度は、これにはメリットがありました。 消費者あるいは雇用者のニーズが、伝統的な高等教育 機関によっては充足されなくなったために、新たな高 等教育の提供者が発展してきたのです。

アメリカでは、過去10年くらいの間に、営利目的の 高等教育機関が増加し、今や全体の4分の1を占める に至っています。このことが、アメリカにおいて質保 証の問題に対する吟味の必要性が高まったことの要因 だと考えます。

また、アメリカにおける高等教育の市場原理を加速 させる別の要因は、大学の費用負担の責任のシフトに あります。かつては、公的な高等教育機関について は、州政府が実質的な費用負担者でした。しかし、特 に経済不況が起きたときに、各州が学生一人当たりの 配分額を減らすにつれて、高等教育機関は、自ら授業 料を設定する権利を獲得すべく、活発なロビー活動を 展開し、多くの州においてこれが認められてきたので す。大学が自ら授業料を設定することができるように なると、何が起きるでしょうか?もちろん、授業料の 値上げですね。授業料高騰の一つの要因がここにあり ます。

このように、営利目的機関の拡大と授業料の高騰 が、質保証に対する関心をますますと高めることに なったのだと思います。

私は、質保証は、成果を検証すること自体というよ りは、むしろ消費者を保護するという形で進められて きたと考えています。それ自体、消費者保護問題への 対応として企画立案された、いくつかの施策がありま す。その一例がカレッジ・スコアカードです。オバマ 政権によって発案され施行されたもので、私が先ほど お話ししたもので、ウェブサイトでも公表されていま す。これは、高等教育機関に適用される評価指標及び 指標ごとの各機関の業績を示すものです。ただし、こ れにはいかなる制約も課されず、また、何らの説明責 任も伴っていません。

最近、オバマ政権は、カレッジ・スコアカードを、 ある種の格付け制度へと変革することを提案しまし た。その提案によれば、新しい制度は、大学に対して 一定の制約を課し、各大学の業績に応じて、学生への 経済支援を引き続き得られるかどうかを決めるといっ

た仕組みを意図しています。

私の個人的見解では、これはおそらく実現しないと 思います。アメリカの政治的風土がこれを許さないで しょう。アメリカ全体の高等教育機関に共通に適用で きる、意味のある簡明な評価方法を何とか見出そうと する非常に重要な問題提起なのですが、この問題を解 決するにはまだしばらく時間がかかるだろうと思って います。

例えば、卒業生が高収入の仕事に就いているかどう か、卒業生の対所得債務率はどうなっているかによっ て規制を行う「利益ある雇用(Gainful Employment)」、 これらも一つの消費者保護メカニズムですが、これ は、営利目的の高等教育機関をターゲットとしていま す。しかし、営利目的の機関というのは、民間企業で あって、彼らは非常に強力なロビー集団を持ってい て、こうした法律が施行されないように活動を行って います。

アメリカにおける質保証に関する議論が、様々異な る状況を通じて質保証に関する良い事例となるかどう か、何とも言えません。

岩田:パーナ先生、ありがとうございました。濱中先 生からは、所得連動型返還の導入については、卒業し ても所得の低い職に就いたり、あるいはドロップアウ トしたりする人たちは、そもそも進学すべきでなかっ たのであり、そういう人たちにまで政府がコストをか けて支援することに対して批判が出てくるだろうとい うご指摘がありました。

他方で、途中でドロップアウトしようが、低い所得 の職に就こうが、高等教育を受けたこと自体にメリッ トがあるという考え方もあると思います。

このことについて、アメリカの場合について、ご説 明いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。 パーナ:必ずしも学位を取得していなくても、[何年 か〕大学に行った人のほうが収入が多いというデータ は確かにあります。しかし、学位取得者のほうが優遇 されるのは確かで、学業を修了した者にとって便益が 大きいということだと思います。

アメリカでは、私が先ほどお見せしたように、中退 率が高いことが大きな懸念事項となっています。学位 取得者を増やすよう訴える慈善団体もたくさんありま す。また、国際競争を勝ち抜き、新たに創造される仕 事に対応できる労働力を準備するためには、国民の教 育レベルを高める必要がある、というのがオバマ政権

のレトリックでもあります。これは大きなランドス ケープの一部です。

その他の議論として、私は最近出版した本におい て、経済学者が、国際競争に勝ち抜くためにこの国に とって必要だと考える教育レベルに到達するために は、現在のシステムにおいては処遇されていない人々 に対して、より良い教育を提供することが不可欠であ るということを論じました。つまり、歴史的には、大 学に行くこともましてや学位を取得することも無かっ た人々、例えば低所得層の人々、エスニック・マイノ リティの人々、特定地域に住む人々、こういった人々 の中から学位取得者を出していくには何をすべきかと いうことを考えなければならないのです。

教育レベルを高め、より多くの人が進学するよう高 等教育を拡大させた場合には、学位未取得者の増加と いうリスクも同時に発生するのではないか、というの が問題点でしたね。それは国としてはアメリカのこと が想定されていますよね。これは、アメリカには多種 多様な多数の高等教育機関があるということにも現れ ていると思います。

全ての人に機会が与えられるべきだというのがアメ リカの哲学です。もちろん皆がこれに賛同しているわ けではありませんが。これに対して、私が主張してい るのは、全ての人が、大学に行って成功するための学 業の準備ができているべきだというものです。我々は まだそこに達していません。

また、アメリカでは、学業的なレディネスに加え て、経済力と情報という問題があり、これら三つのカ テゴリーがそれぞれ重要だと思います。

アメリカでは、初等・中等教育による学業のレディ ネスが高等教育で必要とされる学業水準に達していな いという問題もあります。これらが、私たちが現在検 討している課題です。

バー:同じ問題について簡単にコメントします。な ぜ、学位を取得しても良い成果(高収入)が得られ ず、ローンを返済できなくなるのか。これについて は、パーナ先生が今お話しされた教育システム上の問 題があるのも事実です。これは非常に重要な問題で、 これ以上付け加えることはありません。

二番目の問題として、少なくともいくつかの国にお いては、優れた卒業生がいながらも、労働市場に問題 があるということがあります。卒業生を吸収できる流 動的な労働市場が必要です。

さらに三番目の問題として「運」の問題もありま す。確かに平均でみれば学位取得者のほうがより多く の収入を得ています。しかしこれは平均でしかありま せん。この平均値の周辺に分布が広がっているので す。つまり平均以上に稼ぐ人もいれば、平均以下の人 もいます。

こういったことがあるからこそ、ローン制度には何 らかの保証制度が必要になるのです。ただし国として は、すべての学位取得者が高所得者になるわけではな いからといって、この制度を悪い制度だとみなしては ならないという点を認識しなければなりません。

運が悪いために高収入を得られない学位取得者もい るでしょうし、あえて収入の良くない職業を選択する 者もいるでしょう。また、介護や子育てといった理由 により仕事に時間をさけない人もいれば、仕事に時間 をさけない時期もあるでしょう。

したがって、稼ぎが悪いからといって、その人が怠 け者であるかのような議論をしてしまうと、重要な多 くの問題を見過ごしてしまうのではないかと危惧しま す。

岩田:ありがとうございました。バー先生は非常に優 しい経済学者だということがよく分かりました。それ では、魏先生、よろしくお願いします。

魏:私からは、所得連動型返済方式について、技術的



な側面からコメントしたいと思います。

私は、所得連動型返済方式というのは、健全な徴税 システムの上に成り立つものだと思います。中国の場 合、現在のところ、このようなタイプの学資ローンの 導入については議論されておりません。というのは、 中国では、歳入の多くが間接税によるものであり、直 接税である所得税は全体の20%を構成するにすぎない からです。税金の構造は、所得連動型の学資ローンの 導入においては非常に重要な意味を持つと思います。 他方で、日本では、歳入の多くが所得税から来ている と思いますので、このような方式を導入することには 問題はないでしょう。技術的な観点からは、日本が所 得連動型返済方式を取り入れるというのは、非常に合 理的なことだと言えると思います。

次に、濱中先生が触れられた、中国の抱える課題に ついてお話ししたいと思います。濱中先生は、もし高 等教育システムがさらに拡大した場合に、学生支援制 度が破たんしてしまうのではないかとおっしゃられま した。これは確かにそのとおりだと思います。

私の報告では、中国は、2007年の政策に基づいて、 徐々に学生への経済支援の制度を構築してきたと申し 上げました。これまでのところ、この制度は比較的う まくいっています。しかし、将来に渡って、この経済 支援制度が、様々な変容に対応できるとは言えませ ん。この点について、いくつかのポイントをお話しし ます。

まず、授業料の水準についてです。私は、現在授業 料は、公的高等教育機関の全支出の26%しか賄えてい ないということをお話ししました。言い換えれば、現 在のところ、中国の授業料は非常に安いということで す。授業料の水準は10年間変わっていません。しかし 今後は、授業料は確実に上がっていくでしょう。

二番目に、授業料の高騰と学生数の増加にともな い、奨学金や給付金の額もその需要の増大に合わせて 増えていくだろうということです。出身地(生源地) 学資ローンについては、現在までは上手く行っている のですが、このローンに係る公的な負担は非常に大き いものです。政府は、利子補給とリスク補てん基金に かなりの額を支出しています。今後、学資ローンの額 が増えれば、政府にとっての負担も同様に大きくなっ ていくはずです。

三番目に、中国の財政事情は今年大きく変わったと いうことです。過去の数年間において、経済成長率は



30%超え、10%超えということもありましたが、最近 これは顕著に下がってきています。2014年は、経済成 長率はわずか8%でした。このような状況が今後も続 くならば、限られた公的財源を、社会保障、医療制度 あるいは義務教育制度が奪い、学生への経済支援制度 の財源が逼迫するということになるでしょう。

今後、中国の学生支援制度は、改革を余儀なくされ ると思います。恐らくは、国の歳入構造の変容にとも ない、つまり、直接税である所得税が歳入の50%以上 を占めるようになれば、そして、中国が固有の所得税 徴収システムを構築するようになれば、中国もまた、 所得連動型返済方式の導入を検討することになるで しょう。

岩田: 魏先生、どうもありがとうございました。それ では、芝田先生、色々と反論をお持ちではないかと思 いますので、よろしくお願いいたします。

芝田:確か、濱中先生からの私に対するご質問は、大 学の質保証と学費制度の関連という点が1点あったと 思いますが、先ほどプレゼンテーションの中でも申し 上げたとおり、イギリスが最初に1,000ポンドから3,000 ポンドに授業料を引き上げたときは、新たに得られた 財源を教育研究の向上に充てたと理解しています。日 本でも教育研究の質を向上させようと思うと、やはり 一定の財源が必要だと考えます。

一つのやり方は、授業料の値上げですが、日本の場 合は、私立大学が大きなシェアを占めているというこ

ともあり、全国一律に授業料を上げるわけにはいかな い。国立大学だけ授業料を大幅に上げるという選択肢 もありますが、先ほど申し上げたように、国立大学に 配分されている運営費交付金の減額に繋がる可能性が あるので、それも両手を挙げて賛成というわけにはい きません。

そこで、大学の経営サイドにいる者としては、一部 の欧米の大学のように、特に同窓生からの寄附などを 中心にした、新たな財源を確保する努力をしなくては いけないと思っています。特に国立大学では、一橋大 学のような特定の大学を除いて、今までほとんどと 言っていいほど努力がなされていなかった分野です。 それを実現するために、是非、税制改正をしてほしい と思っています。具体的にいうと、寄附をした場合の 税額控除なのですが、これを是非日本でも導入してほ しい。それによって新たな財源を大学が独自に獲得す る道をもっと広げていきたいと思っています。その財 源を得て、教育研究の質の向上をサポートしていくと いうことが一つの課題です。

それから是非提唱したいと思っておりますのは、特 に教育面での質の向上に資すると思いますが、イギリ スがやっているような効果測定指標(KPI)の公表を やるべきだと思っています。日本でも、様々な指標や 情報の公表が進められてはいますが、もっと分かりや すくシンプルな、絞り込まれた指標を公表すべきだと 思っています。

その一つは、先ほどバー先生のお話にありました学 生による授業評価結果です。それから、確かイギリス の場合は就職率や就職後一定期間経った後の収入と いった、なかなか補足しにくいようなデータまで、 KPIとして公表していると理解していますが、競争を 働かせるためには、そうした分かりやすい手法を用い てやるべきだと思います。

日本でも様々な評価システムが導入されています が、分かりやすいシンプルな指標、これが必要だと思 います。これについては、バー先生からさらに情報提 供いただけるかもしれません。

岩田:小林先生、問題点あるいは日本の事情について 補足していただける点、これが課題だという点があり ましたらお願いします。

小林:様々な問題が出てきて、聞いている皆さんは、 大量の情報が入ってきて、全体像が見えなくなってい るのではないかと思います。



最初に濱中先生から問題提起されたのは、そもそも 何のために奨学金をやっているのかという理念の問題 で、これはやはり一番重要な問題です。日本の奨学金 制度は1943年、つまり70年前にできたもので、基本的 にはメリット・ベースのシステムだったわけです。こ れは数少ない大学生を育成するという育英的な観点か らなされてきたのですが、それが今のように学生の3 割以上が奨学金を利用するという状況になっても、基 本的には変わっていない。そのことが非常に大きな問 題をもたらしているということでした。

それに対して、バー先生は、ローンというものをど のように考えるかということについて、違った見解を 出されたわけです。特に重要なのは、ローンは一種の セーフティネットとして、あるいは保険として機能し ているのだというお話だったわけです。こういった考 え方は、今のところ日本の奨学金の考え方については 出ていませんので、十分考える必要があります。

それから、今日はバー先生には特に所得連動型の ローンについてお話しいただくようお願いしていまし たので、イギリスの全体像については言及されていま せん。イギリスの場合には、このほかにも給付型奨学 金やグラントがたくさんあり、イギリスはもともと福 祉国家ですので、学生に対する補助金もたくさん持っ ているのです。

それからもう一つ、この問題は決して奨学金をどうするかという問題だけでは片付きません。既に皆さんからも問題提起されていますが、最初に出てきたのが大学の質保証という問題です。お金を使う以上、特に公財政を使う以上、質をどう保証するのかということは非常に真剣に考えなければいけないということです。それについて幾つか議論がありました。

次に、では大学卒業者が何をしているかという問題です。労働市場の問題、あるいは就職が良いか悪いかということにも繋がってくるというお話がありました。平均的なものは捉えられるのですが、それ以外に、ラッキーな人もいればアンラッキーな人もいるから、それをどのようにするかということも問題だというお話がありました。これも非常に重要な論点だと思います。

濱中先生から、果たして日本はどのような形の奨学 金制度を選択すべきかということについて、アメリカ 型の方が望ましいのではないかということでした。

イギリスの場合には、全ての大学生がローンを選択し、在学中は一切支払わす、卒業してから払うというシステムですが、アメリカの場合は、パーナ先生が説明されたように、複数の選択肢があって、非常に多くの種類のローンがあり、連邦ローンだけでも非常にたくさんのプログラムがあります。しかし、他方で、こういったことが、逆に選択を難しくしているという問題もあるわけですね。

日本も、今後所得連動型返還を導入するときに、非常に簡単なシステムにするのか、それともアメリカのように選択肢がたくさんあり、学生ができるだけ自分に都合の良いものを選択するのか。これは非常に大きな問題です。日本学生支援機構の奨学金にも、一種(無利子)と二種(有利子)があり、そこに所得連動型が入っていますので、かなり制度として複雑になってきています。今後これをどうするかという問題です。

それに関連して、情報ギャップという問題があります。なかなかこの問題には馴染みがなかったかと思いますが、これだけ制度が複雑になってくると、私は果たして日本の奨学金制度をどれだけの人がきちんと理解できているかというのはかなり疑問です。私も実はそんなに全体像は分からないのです。そのような状況の中で、今後の制度をどうするか、これをもう一回考え直す必要があると思います。

そして、「神は細部に宿る」、 英語では神ではなく 「悪魔」だそうですが、細部の設計もこれから非常に 重要になってきます。

岩田: ありがとうございました。今の小林先生のまとめを受けまして、バー先生、いかがでしょうか。

バー:皆さんが提起された、いくつかのポイントについてコメントさせてください。最初に、芝田先生は同窓会による寄附についてお話しされましたね。同窓会が母校に還元しようとする伝統のあるアメリカにおいては、これは重要な要素をなしています。しかし、そのアメリカにおいてさえも、実態を見ると、寄附金額の大半が、一部の教育機関に極度に集中しているということが分かります。つまり、寄附は一部の少数の教育機関にとってしか実質的に機能していないということです。

イギリスでも、寄附による資金獲得という方法を模索してきましたが、我々はアメリカのような伝統を持っておらず、非常に苦労しています。小林先生が言われたように、イギリスは福祉国家の伝統に成り立っており、国家が負担すべきだという考えが根強いのです。同窓会から資金を獲得しようとする考えは決して悪いものではありません。しかしながら、それがどこまで有効か、またそれがどのくらい迅速に効果を発揮するかといったことについては、あまり楽観的になるべきではないでしょう。

芝田先生は、イギリスにおける質保証に関するデータ収集についてもお尋ねになりました。ここで明確にしておきますが、私が申し上げたことは、あくまでも私がこうあってほしいと考えることであって、質保証の効果的な仕組みのあるべき姿です。

イギリスでは今この仕組みを導入してきたところで、先ほどお話ししたようなデータを集め始めたところですが、まだその全てが集まっているわけではありません。例えば、私のコースの学生による授業評価については、これはまだ公表されていません。高等教育機関に対してこうしたものを公表する義務はないのです。

「キー・インフォメーション・セット」と言われる ものが端緒に着いたところです。これは、卒業生がど のような職業に就いているか。ここでも、私たちはい くらかのデータを持ってはいますが、まだ十分ではあ りません。こうした取組はまだ発展途上だと言えま す。

日本のために申し上げたいのは、まず、どのような 情報を収集すべきかを明確にすること、そして、その 次に大学との戦いに備えることです。というのも、大 学というのは、他大学にはこうしたデータを公表して ほしいと思ってはいても、自分の大学については公表 したがらないものだからです。したがって、強い抵抗 を受けることになるでしょう。おそらく、データの公 表に賛同させるためには、いくつかの大学の副学長を 呼び出してお尻を叩かなければならいでしょう。

小林先生は、イギリスは福祉国家タイプの高等教育 観に根差していて、学生に対するグラントのシステム を有していると、大変正しい指摘をされました。しか し、私の見解では、世界は変容している。グラント は、同一年齢人口の5%しか大学に進学しない状況で あれば実施可能ですが、進学率が50%に達しようして いる現在、グラントとは異なるアプローチが必要なの です。

確かにイギリスではグラントに多額の予算を割いて います。しかし、もし私にそんな力があれば、大学生 のためのグラントの予算を廃止してしまって、先ほど お話ししたポリシーに基づいて、より早期の教育に充 てるでしょう。つまり、小学校でのリテラシー教育や ニュメラシー教育、また、貧困層の生徒が高校を卒業 できるよう経済的な支援をすることに使うでしょう。 機会均等の実現を求めるのであれば、こういったこと にお金を使うべきではないでしょうか。

政治家たちはみなグラントにお金を使いたがりま す。この点が、経済学者と政治家が衝突する点です。 私は経済学者が正しいと思っています。ただし、私は 「政治家」ではありません。

岩田:ありがとうございました。では、パーナ先生、 よろしくお願いいたします。

パーナ:いくつかコメントしたいと思います。授業料 の値上げについてですが、アメリカの高等教育システ ムの特徴の一つは、非常に多様なマーケットの上に存 立しているという点です。いわゆる「エリート」タイ プの大学、私が勤めているような大学があり、これは 少数の私立大学です。それから、地域にある大学、こ れらは、コミュニティ・カレッジのような全ての人に 門戸の開かれた大学から公立大学まで難易度に幅があ ります。したがって授業料の額にも様々なレベルがあ るのが適切ですし、それぞれのセクターにそれぞれの やり方があって当然なのだろうと思います。

寄附や献金による資金獲得力というのも、機関に よって異なってきます。私が勤務する大学のように、 授業料の額面価格は非常に高くても、寄附金がたくさ んが集まり、機関独自にグラントを支給する財力があ るため、低所得層の学生にとっての実質的な学費が、 より難易度の低い大学よりも安くなるということはよ くあります。こうした次元についても検討する必要が あるように思います。

質保証の効果測定指標(KPI)についてですが、カ レッジ・スコアカードにはどのような指標が示されて いるかをお話ししていませんでしたし、私の配付資料 を見ても読み取れないと思います。これらの指標は、 平均のコスト、6年間での卒業率、連邦政府ローンの デフォルト率、連邦政府ローンの借入率、就職率等を 示していますが、全ての大学を通じて得られる情報で はありません。

次に、単純なものがいいか、それとも複雑なほうが いいのかという問題についてお話したいと思います。 これは本当に根本的な問題だと考えています。

アメリカのシステムは、想像し得るありとあらゆる 点において複雑さをきわめています。機関の種類も複 雑ですし、学生支援の種類も複雑です。これには理由 があり、つまり、アメリカの高等教育システムが市場 に基づいているからだということです。言い換えれ ば、利害関係に成り立つシステムということです。学 生数についても機関の規模についても、非常に多様な マーケットがあり、それに対応すべく、こうした学生 支援のプログラムがあるのです。

現在執筆中の著作において私が試みているのは、事 実に基づいて、アメリカのいくつかの政策間に調整、 連携をもたらす方策を検討することです。

現在、公立学校への州政府からの補助は、授業料と は無関係に規定されており、また、授業料は学生支援 とは無関係に規定されています。例外もありますが、 一般的には、州からの補助金、授業料、学生への支 援、これらが学生が大学に進学できるかどうかを左右 する手段なのですが、これらはみなばらばらな手段な のです。きっと、これらの手段をより相互に連動させ て、よりよい方法を見出すために、もっと計画性を持 たせることができると考えています。

岩田:パーナ先生、どうもありがとうございました。 それでは、フロアから質問を受け付けたいと思いま す。これだけの高名な先生方が一堂に揃うことはなか なかないかと思いますので、是非質問していただけれ ばと思います。

質問1:パーナ先生が提起された、年長の学生へのローンあるいは奨学政策をどう考えるかという問題について質問したいと思います。

日本では、学部生に限れば18歳から22歳ぐらいの学生がほとんどを占めます。若い人がそのまま大学に行き、その後すぐ仕事に就いていくという伝統が続いてきた社会です。しかし、大学院進学者が増えたり、あるいは生涯学習ということで、より幅広い年齢の人たちが大学にアクセスできるようにしていこうことも言われています。

そこで、各国では、この問題を理念的にどう考えるのかということをお伺いしたいと思います。バー先生がご紹介された、若いほど投資効果が社会的に高いという議論を前提にすると、成人学習を行う人たちに対して、どのような理念を持って社会的投資を正当化できるのでしょうか。

もう一つは、中国においては、経済成長が進む中で、大学に行けなかった世代が成人学習を行ってきた 長い伝統があると思いますが、そこに対してどのよう に公的な財政投資をするのか、あるいはお金が足りな い場合に、どのようなローンを作っておくのかについ て伺いたいです。

岩田: どうもありがとうございました。極端な例では、リタイアした人が趣味のために大学に来たり、技能を伸ばしたいという場合に、公的に負担する根拠があるのかどうか、そういうことですね。

それでは、まずパーナ先生、お願いいたします。

パーナ:ご質問、そして情報提供ありがとうございます。アメリカにおける研究のほとんどは、年長学生よりも従来どおりの[新規高卒の]学生を対象にしています。その理由の一つは、年長学生については十分なデータが得られないことにあります。中等教育から高等教育へと進む学生たちに関する追跡データは持っているのですが、中等教育を卒業してしばらくたった人たちがどのように大学に進学しているかを把握するのはより難しいのです。おそらく、お金も問題になるでしょう。

ここで、経済支援の種類について少し述べたいので すが、ニード・ベースのグラントを廃止するという議 論については反論しておきたいと思います。ニード・ ベースのグラントの支給状況と大学進学率は、特に低 所得層の学生において強い相関関係にあるということは、アメリカの調査により判明している一貫した事実です。したがってなかなかこれを廃止するというわけにはいきません。

年長の学生にとってもお金は問題になると思います。パートタイム学生への支援は比較的少なく、これも一つの問題です。雇用者による授業料補助という制度もありますが、それの取得率は極めて低くとどまっています。また、幾つかの定性的調査に基づいて、個人の生活という観点から年長者の大学入学に伴う問題を見ると、例えば、子育てができるかどうか、自宅や職場の近くに大学があるかどうか、交通手段はどうかといったことがあります。これらも考慮されなければいけない課題だと思います。

最初に申し上げたポイントで、議論の中でも出てきたと思いますが、高等教育の費用負担の責任をどう考えるか。これは直接には、年長学生あるいは非伝統的な学生に関するテーマではありませんが、同様に、コンテクストを超えて考え得る問題だと思います。

アメリカでは、従来の[新規高卒]年齢の学生においても、大学進学費用を支弁する責任は、親よりもむしろ学生自身が担うようになってきています。このような費用分担は様々な形で見られ、このことも、大学進学を遅らせる、あるいは高校卒業と同時に進学しない学生が増える要因となっているかもしれません。つまり、まずは仕事をして進学費用を稼がなければならないからです。この問題については、引き続き考えていかなければいけない課題が数多くあります。

岩田:ありがとうございます。それではバー先生、よろしくお願いします。

バー:グラントの問題について少し言わせてください。私は大きな食い違いはないと考えています。確かに私は、より多くのお金を早期の教育に充てるべきだと言いました。私が反論しているのは、グラントに多くの予算を割くことが、いつでも無条件に良いことだという考えに対してです。グラントというのは特定の目的を持つ制度です。つまり、もしそれが無ければ大学に行くことができなかったであろう学生を支援するという目的です。グラントというのは、適切な対象に対して支給されるべきものです。そこには、今、パーナ教授が行われているようなリサーチが伴うべきです。イギリスでは、政府がデータを持っていて、それを研究者に提供してくれません。しかし、私が言おう

としているのは、グラントの対象について十分に考え なければならないということ、そして予算の濫用にな るようなばら撒きにしてはならないということです。

では、年長者への経済支援という問題に戻りましょ う。確かに、伝統的なモデルは、若い学生たち、また フルタイムの学生たちです。これは良いモデルではあ りますが、もはや唯一のモデルではありません。パー トタイムの学習、学習の形態、そして学生の年齢とい う点において、より柔軟に対応できるシステムにして いくことが重要です。

年長の学生に対しても経済支援が必要だと言える理 由は、私には三つ考えられます。一つは、平等性の議 論によるもので、社会的不平等によって、若いときに 大学進学できたはずの人たちが進学できなかった時代 がかつてあったからです。

第二の理由は、先ほど申し上げた、スキル偏向型技 術革新がスキルへの需要を増大させているということ です。時間が無くてお話しできなかったのですが、必 要とされているのはスキルだけでなく、また訓練だけ でもなく、繰り返し再訓練することでもあるからで す。なぜなら、今日のスキルはかつてよりも陳腐化す るのが速いからです。したがって、若いときに学位を 取得した人も、また戻って訓練を受けなければならな くなるのです。

これは、投資の収益という観点からもいいことで す。投資が生涯続くのであれば、より若い時に投資す るほうが効率的なのですが、投資が短い間となると、 若くない学生に対しても支援するというのは、ずっと 手堅い経済的提案になると言えます。

三つ目の理由は、単純に、年齢差別は避けるべきだ ということです。こうした問題を考えるイギリス政府 の小さな委員会に属していたのですが、そこでの結論 は、理念上の原則としては、全ての人が全ての年代に おいて大学に行くことができるべきだということでし た。しかし、生計をもカバーするようなローンという のは、年金受給年齢よりも若い人にのみ適用されるべ きです。年金受給年齢に達したら、生計を立てる別の 手段を得られるのですから。

以上が、年長の学生に対しても経済支援をすべきだ ということの強力な根拠になると考えています。

岩田:バー先生、ありがとうございました。魏先生、 中国の状況については、いかがでしょう。

魏:ご質問の内容は、中国においても重要な意味を

持っていると思います。年長学生についてですが、中 国では、再度教育を受けている学生に対しては、正式 な支援制度がありません。私の報告で紹介した学生支 援は、全ての通常の学生、言い換えればフルタイムの 学生を対象とするものです。今後は、知識基盤社会に おいて、中国もまた、これらの問題に焦点を当てて、 学生支援制度を変革していかなければならなくなるで

岩田: 魏先生、どうもありがとうございました。

今のご発言を受けて、日本側の状況として、芝田先 生、濱中先生、何かコメントがありましたらお願いし ます。

芝田:パートタイムの学生の問題は、これから大変大 きな課題になると思っています。理念的に考えると、 パートタイムの学生に対してもローンの提供があるべ きです。これは今もお話がありましたように、知識基 盤社会の非常に大事な層を形成する人たちが、常に新 しい知識を吸収する必要があるわけですから、それは 社会にとっても非常に重要なことで、ローンの対象に なるべきだというのは正当な意見だと思っています。

しかしながら、実際にこれを設計する立場になる と、返還の期間をどうするかといった、相当難しい問 題がたくさんあることが直ちに予想できます。恐らく 政策立案者としては、まずは伝統的な年齢層の学生、 フルタイムの学生に対する所得連動返還方式を導入す るというのが順当なステップかと思いますが、その先 にはパートタイム学生の問題を必ず検討しなくてはな らないだろうと思います。

濱中:パートタイムの学生の問題は、かなり重要な問 題を孕んでいると思います。パートタイムの学生がど こで増えるかということを日本で考えたときに、恐ら く研究大学のような非常に選抜性の高い大学ではな く、職業教育に近いような教育を行う私立大学や専門 学校であることは予想ができます。

アメリカでは恐らくそれをコミュニティ・カレッジ という公立の学校が担っていますし、イギリスでも ファーザー・エデュケーション・カレッジ(Further Education College) と言えば公立ですから、比較的 安い授業料で行けるのです。

ところが、日本では、このような高等教育の裾野を 支える部分が全て私学で、授業料が高い。これがやは り、他国の状況とはかなり違う問題なのです。高等教 育の裾野を広げるときに、どうやってその費用を賄う

のか。それは、奨学金のような形ではなく、本来は税 金で直接に支えるべきなのではないかと思うのです が、これは日本では非常に難しい問題です。

そこで、各国では、非エリート的な高等教育を誰が どう支えるかについて、どのような議論をされている のか伺いたいと思います。

岩田:ちょっと難しい質問になりましたね。では、 バー先生、よろしくお願いします。

バー:大学支援のためにどのように税金が使われるべ きかということですね。私が先ほどお話ししたよう に、高等教育が、個人に対してだけでなく社会に対し てもたらす便益を考える必要があります。さらにこの ほかに、再分配に関わる理由があります。つまり、恵 まれない背景を持つ学生たちに対して高等教育の機会 を提供するような機関を支援するということです。

アメリカのコミュニティ・カレッジはその優れた例 だと思います。私が働くロンドン・スクール・オブ・ エコノミクスのように、国際的な競争の舞台に立つ大 学もあり、こういう大学は自分の面倒は自分で見る、 そして国際的に競争していく十分な力を有していま す。他方で、私の大学から3キロ離れたところには、 地元の、教育経験の限られた学生たちが通う大学があ り、アメリカのコミュニティ・カレッジのような役割 を担っています。こうした大学は、競争をすることは なく、また、競争はこういったタイプの大学において は悪しきモデルになります。パーナ先生が高等教育機 関の多様性ということについて話されたと思います が、それは必要かつ望ましいことでもあると思いま す。私が申し上げた競争モデルというのは、一部のエ リートタイプの大学には適用され得ますが、全ての大 学に対してではありません。別のタイプの大学があ り、またそこでは、多くをあるいは全てを納税者の負 担に依拠しているということがあっていいのだと思い ます。

パーナ:それに少し付け加えさせていただきます。納 税者のお金の利用方法には二つの選択があります。授 業料の額面価格を下げることを目的として、高等教育 機関に直接配分されるべきか、あるいは、その基準が 何であれ、基準を満たす特定の人々を対象とする学生 への経済援助に対して配分されるべきか、つまり、進 学費用を払うのに大きな困難を抱える学生たちに直接 与えられるべきか、ということです。

アメリカにはどちらも存在します。コミュニティ・



カレッジや授業料の安い大学においては、機関への補 助が行われています。こうした大学では教育コストが 安く、したがって授業料も安いのです。別のタイプの 大学、つまり授業料が高い大学では、支援はむしろ学 生に対して、その経済的必要性に応じて与えられま す。もちろんほかの基準もあります。

岩田:ありがとうございました。その他にご質問はご ざいますか。

質問2:私は親ですので、子どもの学費だけでも大 変です。しかも子どもが複数いればさらに大変です。 一人を前提に制度設計をされると、とても困るという ことを申し上げます。

日本で最近問題になっているのは、学生のアルバイ トです。奨学金を借りて何とかやる学生もいますが、 それだけでは足りない場合、あるいは奨学金を借りる とたくさん借金を抱えてしまうので、あえて借りない という選択をしている場合もあります。日本でも親か ら得られる支援が少なくなってきており、仕方がない からアルバイトで生活をやりくりするのです。そこで は、日本の労働市場の問題もあり、違法な扱いを受け たりすることもあります。

もう一つの問題は、アルバイトに追われて勉強がで きないという問題もあります。週に20時間ぐらい働く 学生は珍しくありません。外国ではこのような問題が 起きていないかお伺いしたいと思います。

また、学生の生活が非常に苦しくて、学業に力も十

分注げないということは、日本の競争力というより は、むしろ社会の維持のために非常に危険な状態では ないかと思います。そのような意味で、社会の維持や 技術を維持していくために高等教育への投資が必要で はないかと思います。

今回は公費支出の水準が論点として出ていません が、日本の場合はGDP比で見ると少ないと言われて います。この議論なしに、とにかく財政が苦しいから という議論をすべきではないと思います。足りないの だったら引き上げるべきではないかと思うのですが、 いかがでしょうか。

岩田:濱中先生も、日本では奨学金が生活費まで賄え ていないという問題をご指摘になりましたが、その点 を含めてもしご助言いただけるところがありましたら お願いします。

パーナ:アメリカでは、生活費はニード・ベースの経 済支援の受給資格の計算式に含まれています。この計 算式は、就学中の子どもの数も考慮に入れるもので、 進学費用についても単に授業料だけでなく、生活費も 組み入れられた形になっています。

学生が在学中に働くことについては、私が行った研 究においても考察したことなのですが、ここには二つ の問題があると考えています。一つは、調査の結果と して分かったのですが、すべての費用を自分で働いて 賄おうとして、一切のローンを回避する学生がいると いうことです。経費を支弁する方法はたくさんあるに もかかわらず、自分の家族がそれを払えないのなら、 自分で働いて賄おうとするということです。これが第 一の問題点です。

これとともに、定性的なデータが示しているのは、 一日の時間というのは限られていますので、学生たち がアルバイトに時間を割けば割くほど、勉強する時間 は減るわけです。したがって、学業面での問題が出て きています。このことは、学生自身にとっても非常に ストレスになっています。授業に出席しながら、どう やって働く時間をやりくりするかというストレスで す。

アメリカでは、多くの学生がアルバイトに長時間を 費やしていて、また、子どもを持つ学生も多いです し、その他の様々な生活の問題を抱える学生もいま す。多くの問題がここにはあるのです。

もう一つ指摘をすると、調査によれば、一週間の労 働時間が10時間~15時間で、しかもオン・キャンパス

で働く学生たちは、卒業率が高く、しかも、全く働か ない学生よりも良いという結果が出ています。いくつ かの大学では、ローン・リプレースメント・プログラ ムを提供しています。大学がローンの保証をし、学生 には返済義務の無いグラントを支給しています。この プログラムに、1週間あたり10時間から15時間のアル バイトが組み込まれています。このくらいであれば適 切な労働時間であると言えますし、時間のやりくりも うまくいくでしょう。調査からは、週20時間以上働く と、学生たちの成績が下がり始めるという結果が出て います。

バー:親の負担に関する質問に答えたいと思います。 経済学者というのは端点解、つまり、多くの解決方法 があるのに一つの方法しか用いないというのを嫌いま す。親は賃金労働によって負担できますし、学生は ローンを通じて将来の収入によって払うことができま す、あるいは、納税者も払うことができます。このう ちのどれかが主要な方法であるべきだというのは、経 済学者の目からみると正しくありません。

主要な財源として親の負担に頼るというのは、おっ しゃられたような問題を引き起こします。よって、こ れを許すのは悪いシステムです。学生の賃金労働に頼 るのは、当然ながら学生にとっては大きなストレス で、学業を怠ることになります。税金によってすべて を賄うというのは、ごく小さなシステムにおいてしか 有効ではありません。税金に依存しすぎることに対し ては、質、アクセス、規模という高等教育財政の三つ の目的の達成の失敗を導くという反論があり、今日は 時間が無いのでお話ししませんが、このことは詳細に 論証することができます。

質問への回答は、ローン制度を持つならば、それは 授業料と生活費の両方をカバーするだけの十分なもの でなければならない、そうすれば、すべてを自分の力 で賄いたいと願う学生の希望を実現することができま す。しかし、親が支援したがっていて、学生もそれを 受け入れるのであれば、それは素晴らしいことです。 その場合は、学生はより少額のローンを利用すれば済 みます。パートタイム労働については、もしそれが強 制されたものでなく、パーナ先生が言われたような支 援パッケージの一部に組み込まれたものであれば、こ れも実際に有効なものだと思います。

したがって、ローンというのは、端点解を回避する もので、特に、親の負担に頼るとか、賃金労働に頼る とか、税金に頼るといった悪しき端点解を回避するの に有効なのです。

最後に、GDPに占める高等教育費の割合についてですが、これはおそらく財務省が答えを探し求めている問題ですね。何が問題かというと、これに回答するためには、高等教育がもたらす様々な便益を、科学的に十分検証可能な仕方で数値化する必要がある、ということなのです。いろいろと理由はありますが、私はその方法を知りません。むしろこれは判断の問題ですし、あるいは、他国の状況を見ることも参考になるかもしれません。国は、人材への投資としてだけでなく、むしろ保険として、教育に投資すべきだということもできます。教育への投資は、外国に人材を奪われることを防ぐための保険であり、技術の退行を防ぐための保険でもあるのです。

したがって、端的には、「分からない」というのが 私の答えですが、ただし、もし間違うなら、より多く 投資して間違ったほうがいい、ということは言えると 思います。

岩田:パーナ先生、バー先生、ありがとうございました。では最後に、本日の企画者の小林先生から、難しいとは思いますが、このパネルディスカッションのまとめをお願いしたいと思います。

小林:論点が非常にたくさんありますので、あえてまとめるということはしませんが、幾つかお伝えしておきたいと思います。

まず、私たちは日本でも様々な調査をしておりまして、幾つかの点についてはエビデンスを提出しております。例えば最後にご質問にありましたアルバイトと学生生活の関係ですが、これについても「学生生活調査」等幾つかの調査を行っており、アルバイトを減らすことに奨学金が寄与しているというようなことは調査結果からも分かっています。ただ、残念ながら財務省から出ている調査では全く逆の結果が出ていまして、そのあたりは、論争になっているということをお伝えしておきます。

教育水準の問題についても、やはりエビデンスを示さないといけません。文部科学省は、国際的に見て低いと言っていますが、それだけでは問題が片付かないところに来ているということを申し上げたいと思います。大学がどの程度社会に対して貢献できているかということについて、エビデンスを示すということが非常に重要だということを、バー先生も指摘されまし

た。これについて、教育再生実行会議で幾つかの論点を出しておりまして、国立教育政策研究所でも幾つかのエビデンスを出しております。日本でもこのようなエビデンスに基づく議論が進行しているということをアナウンスしておきたいと思います。

それから、バー先生によれば、ローンは生活費と授業料をカバーすべきだということなのですが、これについては、逆に私たちの検討会議においては、ローンの総量を規制するべきだ、借り過ぎを防ぐべきだという議論もあります。こういった点についても、これからエビデンスを基に議論していくことが必要であろうと思っています。

寄附の話や国立大学の運営費交付金についても現在 検討が進められております。ここでも、どの程度競争 的にするのか、あるいは裁量を認めるのかというよう な点について、議論が行われており、近々この結論が 出る予定です。

最後に宣伝となりますが、私たちの海外調査につきましては、これまでも文部科学省の委託事業の報告書、あるいは私がまとめた本、あるいは日本学生支援機構の調査報告書という形で公表しております。今回イギリスで行った調査につきましても、現在報告書を刊行すべくまとめているところであります*。

また、アメリカの学生支援、特にオバマ政権になってどのように変わったかということに関しては、東京大学の大学総合教育研究センターのモノグラフが出ており、これは大学総合教育研究センターのホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧になってください。本日パーナ先生が説明されたことについても、様々な形で紹介しております。

それから、本日のシンポジウムについても報告書に まとめて、今後の議論の参考になるようにしていきた いと考えております。

本日は、皆さんに集まっていただき、最後まで長時間に渡って議論いただいたことについて感謝したいと思います。

岩田:小林先生、どうもありがとうございました。時間を超過しましたが、これも、パネリストの皆様の非常に刺激的な報告、さらに非常に懇切丁寧なご助言があり、議論が盛り上がったためかと思います。感謝の意を込めまして、檀上の先生方にいま一度盛大な拍手を頂ければ幸いです。ありがとうございました。(拍手) **http://www.jasso.go.jp/about/statistics/参照

閉会挨拶

東京大学 副学長・大学総合教育研究センター長

吉見 俊哉

東京大学副学長、大学総合教育研究センター長の吉見でございます。主催者を代表して、閉会のご挨拶をさせていただきます。

本日は「高等教育の費用負担と学生支援」という大変重要なテーマについて長時間に渡りご議論いただき、また、会場の皆様には最後までお話をお聞きいただき、本当にありがとうございました。

特に、ニコラス・バー先生、ローラ・パーナ先生、そして魏建国先生には遠方よりおいでいただき、私ども日本の状況をお聞きいただきながら、大変熱心にお話をいただきましたことを深く感謝申し上げたいと思います。

今日、大学は、長期的あるいは短期的な、大きな危機や転換点に直面していると感じています。長期的な課題としては、いわゆるグローバル化、そしてデジタル情報化が進んでいます。さらに、とりわけ日本の場合には少子高齢化という大きな波が襲ってきております。これらの波の中で、私たちは大学の再定義、つまり大学とは何か、大学は社会との間でどのような関係を持つべきか、ということについて、改めて根本から考え直さなければいけない時期に来ているのだと思います。

若干私自身の考えになってしまいますが、私はいろいろなところで、大学は人生の通過儀礼から、むしろキャリアやビジョンの転換期にならなければいけないのだと申し上げて参りました。

人生の通過儀礼とは、中学があり、高校があり、大学があり、社会があるという、18歳の多くの若者たちが大学に入り、やがて社会人になってくるというのが当たり前であるような大学の在り方です。こうした在り方から、キャリアやビジョンの転換期になっていくということとは、ざっくり言えば、やがて多くの人は人生で3回大学に入るような、そして大学に入ることによってビジョンやキャリアを転換していくことが可能になるような機関になっていくべきだということです。3回というのは、18歳と30代前半と60前後です。なぜその3回なのかという説明はここでは省略します。

このような新しい仕組みに向かって大学が徐々に変化していくとするならば、大学の学生の在り方は、今より遙かに多様化します。そのような多様な学生に対してどのような教育が提供されるべきなのか、そしてどのような支援が提供されるべきなのか、また、そこで学ぶ者たちはどのような負担や努力をしなければならなくなっていくのか、ということについて、まだ答えは出ていないと思います。

短期的な、そして喫緊の課題というのは、言うまでもございません。多くの大学が国際競争に さらされています。そして教育の質の向上、つまり学んだことがはっきりアウトプットとして、 あるいはアウトカムとして出てくるような仕組みに教育を高度化していかなければならないとい う圧力に私たちはさらされています。



その一方で、日本の、特に国立大学はどんどん運営費交付金は減らされていますし、財政は厳しくなる一方です。しかし、なかなか産業界等々からの寄附が今の仕組みでは十分集まるようになっていません。さらに、家庭からのサポートも非常に厳しくなってきます。つまり、財政的、経済的にどんどん厳しくなるという条件の中で、さらに教育の質を高度化しなければいけないという、非常に厳しい状況に置かれており、どうやってブレイクスルーを見つけていくかという課題に直面しているのだと思います。

長期的には大学が再定義されていく、あるいはどのように再定義されていくのかということ、そして短期的にはこのような質の向上、あるいは教育の質をめぐる国際競争と財政的な極めて厳しい状況をどうやって折り合いをつけていくのかということ、これら全ての問いに一挙に応えると、とりわけ日本の大学人は言われているのだと思います。

そうした中で、本日のシンポジウムのテーマである学生支援と費用負担、このテーマは中核的なテーマだと思います。

そもそも誰が学生なのか、そして誰が学ぶ主体なのか、また、学生を支える者は一体誰なのかという問いがあり、この問いに応えていく。恐らく多くの示唆的な議論が本日なされてきたのだと思っております。

私が思いますのは、大学は最終的には学生のものだということです。学生には高齢の、60歳前後の人もいるでしょうし、30代前半の人もいるでしょうし、20歳前後の人もいるでしょう。いろいろな国籍の学生がいるでしょうし、文化的な多様性もあるでしょう。しかし、いずれにせよ、大学の主体は学生であり、そして学生がより高度に学ぶ場をどのように未来に向けて作っていくのかということが、私たち大学人に課せられている課題なのだと思います。

このような課題のまさに中核に、本日議論をしていただいた学生たちの負担の問題、そして学生たちへの支援の問題、つまりまさに経済の問題というのがあるのだと考えております。

この問題を解決していくときに、学生の多様化という面では、恐らく欧米の方が遙かに日本より先に行っておりますから、アメリカやヨーロッパのいろいろな例から学びながら、また私たち自身もこの問いを共有して、未来に向けて大学が更に発展していくような道を見つけていきたいと考えている次第です。

東京大学大学総合教育研究センターは、力も決して強くない、小さなセンターではありますが、このようなシンポジウムを催しながら、多くの方から今後ともご支援を頂いて、共に考え、共に未来を見つけていく努力をして参りたいと存じます。

最後になりましたが、本日ご登壇いただいたパネリストの先生方、そして会場にお集まりの 方々に改めて私ども主催者から御礼を申し上げ、私の閉会の辞とさせていただきます。ありがと うございました。

あとがき

本報告書は、平成27年3月9日(月)に東京国際交流館において、東京大学大学総合教育研究センターと独立行政法人日本学生支援機構が共同で開催した国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援 ―日本への示唆―」の記録である。

シンポジウムでは、イギリス、アメリカ、中国及び日本の専門家より各国の事例等を紹介いただきながら、高等教育にかかる費用は、誰によって、どのように負担されるべきか、また、奨学金等の学生への経済的支援の望ましい在り方はどのようなものかといった問題について、理念、具体的施策及び課題等に見られる各国の違いと共通点を明らかにし、そこから今後の日本に対する示唆を見出すことを試みた。

とりわけ、日本では、近年の厳しい経済情勢や雇用環境の変化等を背景に、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等において、卒業後の所得の水準に応じて返還額を決定する、新たな所得連動返還型奨学金制度の導入の検討が求められており注。シンポジウムにおいても、イギリス、アメリカにおける同制度の先行事例が紹介され、制度の設計に当たっての重要なポイント等について知見を得ることができたことは、非常に有意義な経験となった。

また、後半のパネルディスカッションでは、奨学金制度の在り方と併せて、高等教育の質保証、学生支援の施策の効果測定と情報公開、学生支援制度に関する学生のリテラシーの向上、生涯学習時代における年長学生・社会人学生への支援といった諸課題についても議論が展開され、学生支援というテーマが持つ多様な観点を確認するという意味でも、貴重な機会となっている。

シンポジウムにおいて示された各国の教訓や共通する課題等が、本報告書を通じて広く共有され、導入が検討されている新たな所得連動返還型奨学金制度については勿論のこと、高等教育の費用負担や学生支援の在り方についてより多くの関心が持たれ、今後の議論の深まりにつながっていくことを心より期待する。

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部総合計画課長・調査分析室長 **向後 明希子**

注:同制度の導入については、平成27年9月より、「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」(文部科学省) において具体的な検討が 開始され、平成28年2月には一定の制度案がとりまとめられた上で、パブリックコメントが実施されたところである。今後、平成29年4月の新制度発足に向けてさらに検討が進められ、決定されることとなっている。





国際シンポジウム報告書 高等教育の費用負担と学生支援 -日本への示唆-

編集·発行

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部総合計画課調查分析室 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 電話 03-6743-6012 http://www.jasso.go.jp/

印刷:株式会社 ディグ

発行日: 平成 28年3月31日

